長与町教育委員会　人権教育啓発資料

ながよ
人権12か月

長与町教育委員会　生涯学習課

目　次

啓発資料の活用について …… 2

啓発資料の作成に当たって …… 3

1月　情報（ネット）社会における人権問題　4

2月　人権尊重のまちづくりを目指して　8

3月　「水平社 宣言」　日本初の人権宣言　12

4月　子どもの人権と読書活動　16

5月　家族の信頼 ～「国際家族デー」　20

6月　世界平和と人種・民族差別 ～「アンネの日記」　24

7月　社会を明るくする運動　28

8月　平和の祈りと誓いをこめて　32

9月　みんなが共に生きる平和なまちづくり　36

10月　世界メンタルヘルス・デー　40

11月　青少年の健全育成のために ～ 長与町 町民のつどい　44

12月　世界人権デー・人権週間に考える　48

資　料　編 …… 52

啓発資料の活用について

昨今の社会や教育の状況を見ますと、混沌とした経済状況、社会規範意識の低下、青少年の自己肯定感の低下、児童虐待等々、様々な問題が深刻化し、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、社会総掛かりで対応する必要性が指摘されています。

このような実態をふまえ、学習指導要領が改訂されました。その中では、「道徳」の教科化や情報活用能力の育成、体験活動の充実等のほか、英語教育においては一層の充実が図られ、異文化理解に関する学習も行われることになりました。

また、令和3年3月に「令和2年度　人権に関する県民意識調査」の結果が公表されました。それによりますと、人権について関心のある県民は8割以上となっていますが、人権を侵害されたことがあると思う人は減少し、人権を侵害したことがあると思う人は微増しています。

一方、人権侵害関連の報道が多くなったと感じている人は4割以上にのぼり、少なくなったと感じている人は1割にも満たない結果となっています。

差別の実状を見ますと、あらぬ噂や悪口、職場での嫌がらせ、名誉・信用のき損、プライバシーの侵害が多く、差別はまさに私たちの日常のそして身近な生活にあるものだということが分かります。

人権に関する課題は、様々な世代、性別、状況にわたって存在しており、年間を通じて多くの機関、関係者による取組が展開されています。しかし、それらが全ての人々の課題意識につながっているとは限らず、長崎県は人権が尊重されている県だと思うかについては、そう思う人も思わない人も前回調査から増加しており、わからないという人も3割程度存在します。

今後の人権教育・啓発の取組としては、講演会等のほかに、メディアや広報紙・新聞・冊子等の活用が効果的だとされています。

このような状況に鑑み、「人権の世紀」と言われる21世紀において、全ての教育場面における人権教育の推進が、今後ますます積極的に取り組まれなければならないと考えております。

長与町では、人権教育啓発資料「ながよ 人権12か月」を作成し、皆様にお届けしております。

この「ながよ人権12か月」は、長与町における様々な人権教育や青少年健全育成の取組とその成果、社会・家庭教育の充実のために作成した「家庭教育10か条」等を盛り込みながら、身近で親しみやすい読み物資料になっています。

町民の皆様には、人権を身近なところにある一人ひとりの問題としてとらえていただき、折に触れこの資料を手に取りお読みいただくとともに、家庭・学校・社会教育におきましてご活用いただきたいと存じます。そして、長与町が将来にわたって人権意識に基づき「人のぬくもりと心の豊かさが実感できるまち」、皆様の愛する郷土として発展していけるよう願っております。

長与町教育委員会

教育長　勝本　真二

啓発資料の作成に当たって

21世紀は「人権の世紀」。この言葉が掲げられ、すでに20年近く経ちます。その間、世界中でさまざまな取組と努力が繰り広げられる一方で、依然として一部の者による愚行と、それによる痛ましい被害とは後を絶ちません。

人権は、わたしたちの身近なところにある、一人ひとりの問題です。

人権は、全ての人々に保障されたものですが、空気のようにどこにでも等しく漂い存在しているものではありません。20世紀の2度にわたる世界大戦における幾千万の尊い命の犠牲の上に、世界共通の認識としての自覚に基づき、多くの人々の不断の努力によって守られているものなのです。だからと言って、わたしたちの手の届かない、高いところにあるものでもありません。

第2次世界大戦中のオランダで、2年余りにわたる隠れ家生活の中で綴られた日記に、幼いながらも素晴らしい才能の萌芽を垣間見せてくれたアンネ・フランク。その父オットー・フランク氏の手紙には次のような一節があります。

> 人はただ安易な生活をおくる権利を持っているのではない。
>
> 人は互いに助け合いながら、世界が切実に求めている平和のために働く義務を負っているのです。
>
> 誰でも、そのことを、その人自身の家庭や周囲で始めることができ、次にその人の影響力の及ぶ場所で行うことができます。
>
> 皆さんが、アンネの悲劇的な死に同情を寄せてくださるだけでなく、実際に平和をつくり出すために何かをする人になってほしいのです。

偏見と差別の悲しく愚かな歴史や現実を見つめるとき、人権教育・啓発は、どうしても辛く暗い側面をあらわにせざるを得ません。しかし、その次のステップとして、人権意識に基づき「人のぬくもりと心の豊かさが実感できるまちづくり」を目指すとき、人権教育が本来持っている本質が、優しく温かな輝きとともに見えてきます。

この冊子は、長与町で育ち生活するみなさんに、日々の生活の中で、人権に目を向けていただくきっかけになればと思い作成しました。差別事象に関することだけでなく、「家庭教育10か条」をはじめ、人権教育・啓発に関する取組、長与町の小中学生が作った標語などさまざまなものを盛り込みました。

折りに触れ手に取り目を通していただきながら、お一人お一人の身近なところに、豊かな人権の花を芽吹かせ開花させるための一助となれば幸いです。

長与町教育委員会

前教育長　黒田　義和

1月

January

今月のこよみ

1日	元日　地球の家族の日　松の内：～7日（昔は15日まで）
6日	**世界の戦争孤児の日**
7日	七草粥　セリ・ナズナ・ゴギョウ・ハコベラ・ホトケノザ・スズナ・スズシロこれぞ七草
8日	**世界識字デー**
10日	**長与町成人式**
	110番の日
16日	禁酒の日　松の内も明けて、ここらでちょっと休肝日（きゅうかんび）…
17日	防災とボランティアの日　阪神淡路大震災を忘れない
15～21日	防災とボランティア週間
22日	**「障害者の権利に関する条約」**（2014年）の公布
	「核兵器禁止条約」（2021年）の発効
23日	**電子メールの日**　「いい・ふ・み」の語呂合わせから
27日	**国際ホロコースト記念日**　アウシュビッツ収容所の解放
	国旗制定記念日

情報（ネット）社会における人権問題

「**アケオメ・コトヨロ**」…「あけましておめでとう。今年もよろしくお願いします。」

携帯電話やメールが流行し始めた頃、若い人の新年のあいさつ言葉としてよく耳にしましたが、あまり新年の清々しい気持ちは伝わってきませんね…。

今の若い人はどうなのでしょう？ やはり、節目節目のあいさつは、顔を合わせるか、せめてはきちんとした言葉で伝えるようにしたいものです。

いつでも　どこでも　誰とでも　すぐにつながる便利なネット社会。でも…使い方しだいでは、**いつのまにか　どこからでも　誰からでも**　見られている、狙（ねら）われている、そんなことになってしまうのも、ネット社会の一面です。

まさか、自分が**「ネット犯罪」**に巻き込まれるなんて…、誰もが、そんなこと思ってもいなかったことでしょう。きっかけは、他愛もない好奇心、面白そうな誘い文句に、軽い気持ちでついアクセスしてみただけだったのに…。

最近は、子ども達でもネット上に「ブログ・プロフ」を無料で簡単に開設することができます。しかし、アクセスしてくる“向こう側”が見えないために安易に個人情報を公開し、悪意ある人に利用されたり、傷害事件などの深刻な事件に巻き込まれたりする事例が発生しています。

携帯・スマホは、確かにすばらしい文明の利器ですが、その機能を十分に使いこなすためには、ただ単に、機器操作の知識だけではダメ！**「ネット社会」というものへの理解**としっかりした**判断力、責任能力、自制心**が必要です。**ルールやマナー**を守り、**安全に使える環境**をきちんと整えましょう！

近年、小中学生でも携帯電話所持率は年ごとに高くなっており、長崎県や長与町における携帯電話・スマートフォンの所持、利用状況は次のようになっています。

携帯電話・スマートフォンなどの所持・利用状況（2019調査）	小学校 %		中学校 %	
	町	県	町	県
自分用を持っている	33.0	35.4	55.2	60.6
そのうちネット・メールを利用	31.4	76.6	89.9	92.3
そのうちLINEを利用	18.8	39.7	81.4	84.1
フィルタリングを利用している	23.1	61.7	43.1	61.8
携帯を1日1時間以上使用する	9.2	31.4	51.6	65.0
嫌な思い･危ないことの経験	1.3	9.8	30.1	34.4
家で使用のルールを決めている	40.0	69.6	66.7	69.6

（児童生徒の携帯電話の利用状況について：長崎県教育庁）

第10条 **携帯電話やパソコンなどの使い方**

顔を見て、目を見て話せば、あたたかい

家庭でルールを作り、正しい使い方を守りましょう。

チェーンメールや迷惑メール以外にも、具体的な被害として、心ない中傷や悪口の書き込みをされたり、LINEで仲間はずしをされたりということがあります。中には、しつこくつきまとわれたり、会おうと誘われたりした人も増えてきています。全国では、その結果、命を失った事例もあるのですから、危険性はまさに身の回りの、すぐそこまで迫ってきているのです。

しかし、子ども達の携帯・スマホの所持率が年々増加している反面、フィルタリングの利用率は6割程と決して高くはなく、長与町ではそれを大きく下回っています。また、家庭でのルール作りも、県全体では7割弱で長与町は小学生で4割、中学生で7割弱となっています。子どもに所持させる場合には、**なぜ、何のために必要なのか**を確認するとともに、**「家庭でのルール」を親子で**作り、きちんと守らせることが重要です。

“よそごと・ひとごと”と思わずに、親・大人の責任として、万全の防止策を講じ、「ネット犯罪」に巻き込まれない安心・安全な環境を作りましょう。

困ったときの相談先

- **迷惑メール相談センター**：　**03－5974－0068**
  平日10：00～17：00　広告・宣伝やチェーンメール対処の相談
- **サイバー犯罪相談窓口（県警本部）**：　**095－820－0110**
  平日9：00～17：45　**https://www.police.pref.nagasaki.jp/police/**
- **長崎県消費生活センター**：　**095－824－0999**
  平日9：00～17：00　商品やサービスの契約等に関する相談
- **ヤングテレホン（県警本部）**：　**0120－786－714**
  平日9：00～17：45　誰にも話せない悩み等、匿名で相談も可

近年の携帯・スマホ事情

トラブル発生件数の推移…国民生活センターへの相談件数（2021年8月20日更新）

トラブル種類＼年	2015	2018	2019	2020	主な事例
①スマートフォン	10,935	16,051	16,825	19,588	機種変更・契約の誘導、ポイント付与、通信料金
②オンラインゲーム	3,462	4,927	5,399	7,128	オンラインゲームへの高額課金
③出会い系サイト	9,452	8,913	8,927	10,563	悪質誘導登録、高額課金
④アダルト情報サイト	83,902	18,749	13,715	13,595	無料から短絡的な有料登録、誘導登録、高額請求
⑤インターネット通販	212,431	201,604	226,105	280,462	商品届かず連絡取れず、偽ブランド商品、不良商品

相談内容の傾向（○数字は上記の表のもの）

①スマートフォンの普及とともに、関連した相談が増えています。通信料金に関する相談や機器の不具合に関する相談が寄せられています。
②スマートフォンやパソコン等を使ってインターネットを介して遊ぶ、オンラインゲームに関する相談が寄せられています。
③意図せず出会い系サイトに入り料金を請求されるケースなど、パソコンや携帯電話などでの、いわゆる出会い系サイトに関する相談が寄せられています。
④「無料だと思って『18歳以上』をクリックしたら、いきなり会員登録となり料金請求画面になった」、「料金請求画面がパソコン画面に張り付き消えない」など、アダルト情報サイトに関する相談が寄せられています。
⑤インターネットやスマートフォンの普及に伴い、インターネット通販やインターネットオークションに関する相談が寄せられています。

子どもが巻き込まれるトラブルの事例

小・中・高校生で多く見られるトラブルには、オンラインゲーム、アダルトサイト、出会い系サイト、商品が届かない・偽物が届く通販サイトなどに関するトラブルがあります。

・子どもが無断でクレジットカードを使ってゲームで課金をしていた。
・子どもが誤ってアダルトサイトにアクセスして、請求があり支払った。
・出会い系サイトで異性と知り合ったが、出会えずだまされた。
・SNSの広告を見てジャケットを注文したが、偽物だった。

子どもをネット犯罪に巻き込ませないための「5つの方法」

❶家庭で話し合いルールを決め、マナー（ネ･チケット）を守って利用させる。
❷トラブルを未然に防ぐため、フィルタリングの活用、受信／着信拒否の設定を行う。
❸見知らぬメールは興味本位で安易に応じず、ウィルス防止のため来ても無視する。
❹子どものネット利用を把握し、クレジットカードはしっかり管理する。
❺トラブルが生じたら、相手に応じる前に保護者や先生、相談機関にすぐ相談する。

交通死亡事故の発生状況…あなたは大丈夫!?

令和2年度 歩行中死者数の状況（警察庁交通局　2021年2月発表）

○横断歩道の横断中

〈車両等の法令違反別〉：①

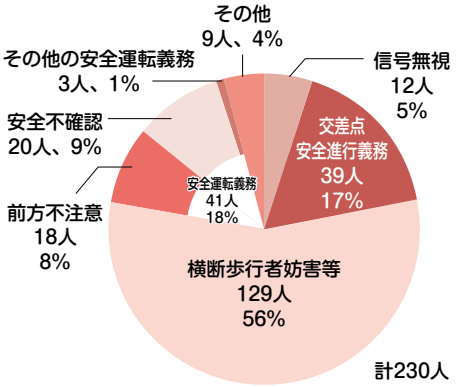

〈歩行者の法令違反別〉：②

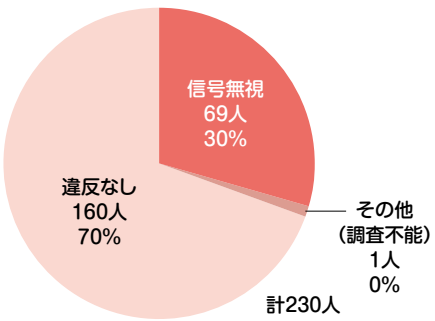

○横断歩道以外の横断中

〈車両等の法令違反別〉：③

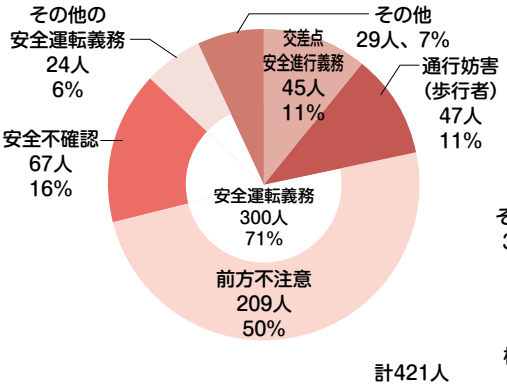

〈歩行者の法令違反別〉：④

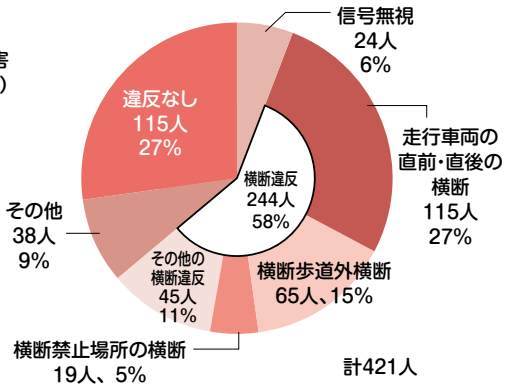

上のグラフを見ると、横断歩道での事故の原因（①・②）は半数以上が運転者による歩行者妨害で、次いで前方不注意や安全不確認等の安全運転義務違反、安全進行義務違反となっています。歩行者の信号無視も30％見られます。

横断歩道以外での横断中の事故の原因（③・④）では、前方不注意が半数に増え、安全不確認、通行妨害、交差点安全進行義務違反と続いています。歩行者では、走行車両の直前・直後の横断、横断歩道外・禁止場所の横断、信号無視等となっています。

長崎県では、「脇見運転」「漫然（ぼんやり）運転」が、交通事故発生原因の約8割を占めていますが、いずれも運転や歩行中の安全確認に集中していなかったり、心に余裕がない状態であったりしていることがうかがえます。その背景として、携帯やスマホに注意をそがれていることが想像できます。実際に携帯やスマホを片手に運転していたり、携帯やスマホを見ながら横断歩道を歩いたりしている人をよく見かけます。

ちょっとと思う軽い気持ちが、大きな事故を引き起こし、加害の立場を作ってしまいます。「注意1秒　けが一生」、たった1秒の脇見・油断が、驚くほどの範囲の人を被害に巻き込み、被害者はもちろん、自分の人生も台無しにしてしまいかねないのです。あなたは、大丈夫ですか？！

2月
February

今月のこよみ

1日	テレビ放送記念日　1953年NHK東京局がテレビ放送を開始
3日	節分　「豆まき」は季節の節目に生じる邪気を払う行事
4日	立春　暦の上では今日から春。「春は名のみの～♪」
11日	建国記念の日　初代神武天皇の即位の日とされる
初～中旬	**西彼杵郡人権教育研究大会**（長与町・時津町で交互開催）
18日	嫌煙運動の日　1978年嫌煙運動開始！受動喫煙は大迷惑！
20日	**世界社会正義の日　　非暴力的抵抗の日**
21日	**「国際母語デー」**　言語と文化の多様性を保護・尊重
22日	**「国際友愛・世界友情の日」** ボーイスカウト創始者の誕生日に由来
23日	「富士山の日」　223（ふじさん）　世界遺産登録の日本のシンボル
27日	**「絆の日」**　バレンタインデーとホワイトデーの中間で27（つな）がる日

人権尊重のまちづくりを目指して

長与町の将来像

「長与町第10次総合計画」（2021～2025年度）より

将来像　人・緑・未来　つなぎ　はぐくむ　ながよ
～ 幸福度日本一のまちをつくる ～

目指す姿

❶【人（をつなぎ はぐくむ）】
人と人との繋がりがある、安心して暮らせるまち

❷【緑（をつなぎ はぐくむ）】
自然を慈しむ、やすらぎのあるまち

❸【未来（をつなぎ はぐくむ）】
未来を創り、育んでいくまち

「西彼杵郡人権教育研究大会」研究テーマ（毎年2月　時津・長与で輪番開催）

人のぬくもりと 心の豊かさが 実感できるまちづくり

長与町の将来像と研究テーマ、この二つのものをつき合わせてみると、一人ひとりが尊重と信頼のきずなで結ばれ、潤いと優しさ、思いやりのある環境の中でともに生きていく社会が、人権尊重の社会であり、暮らしやすい“住民満足度”の高い社会の姿なのだということがよく分かります。

では、そんな社会を実現させるには、どうしたらよいのでしょうか？

一番大切なのは、家庭・学校・地域社会の連携だと思います。この三者が、それぞれの役割と責任をしっかりと自覚し、それぞれが有機的につながっていくような取組を工夫・展開させていく中で、豊かなまちづくりが“実感”されていくのではないかと思います。子どもは子どもなりに、若者も大人も、高齢者もそれぞれの立場で、人とのつながりや地域とのつながりについて考え行動していくことが大切なのではないでしょうか。

人を思いやる心の豊かさでまちづくり ～日本人の美徳の復活～

阪神淡路大震災や東日本大震災、その後も台風や大雨による災害が連続して発生しています。そのような中にあって、各地の被災者の互いを思いやる気持ちや整然とした行動は、世界中で賞賛されました。このような日本人の秩序ある行動は、広く世界が日本人を知るようになった江戸時代の前後、日本を訪れた外国人からも賞賛されており、当時からすでに日本全体で実践されていたようです。

例えば、戦国時代に来日した宣教師フランシスコ･ザビエルは、手紙にこんなことを書いています。

「この国民は、私が遭遇した国民の中では一番傑出している。日本人は総体的に良い素質を有し、悪意がなく、交わってすこぶる感じが良い。日本人の生活には、節度がある。大変心の善い国民で、交わりかつ学ぶことを好む。」（表記を改めて一部を抜粋。以下同じ）

また、明治の初めに来日した米国の動物学者エドワード･モースは、このように述べています。

「自分の国で人道の名において道徳的教訓の重荷になっている（教育するのが難しく課題となっている）善徳や品性を、日本人は生まれながらに持っているらしい。衣服の簡素、家庭の整理、周囲の清潔、自然及び全ての自然物に対する愛、挙動の礼儀正しさ、他人の感情についての思いやり…これらは恵まれた階級の人々ばかりでなく、最も貧しい人々も持っている特質である。」

17世紀の江戸は、当時アジアとヨーロッパをつないでいたトルコのイスタンブールに次ぐ世界第2位の人口を誇り、ロンドン・パリをしのぐ大都市だったと言われます。その人口のおよそ8割は商人や職人などの町人でしたが、町割（居住区分）では、お城を含め武士の住む武家地が7割近くを占め、神社や仏閣の寺社地が1割強、町人が住む地区はわずか2割に過ぎず、狭い所にひしめき合って暮らしていました。よく「火事とけんかは江戸の華」と言われますが、日々こんなところで暮らしていたら、きっといじめやけんかが起きるはず。

しかし、そうした中でも、江戸の街は、火事や地震などのたび重なる災害や危難の中で、人々の相互救済によりそれらを乗り越えながら200年以上にわたって復興と発展を続け、世界を驚嘆させるほど秩序と思いやりのある豊かなまちづくりをしていったのです。

明治に入った頃、日本を訪れたフランス大使が「地球上でたった一つ民族を残せと言われたら、自分は迷わず日本人を残すだろう」と言ったそうです。

しかしその一方で、明治初期に来日した世界有数の東洋美術コレクターとして有名なエミール･ギメは、当時すでにこんなことを言っています。

「日本は日本の風習をあまり信用していない。日本はあまりにも急いで、その力と幸を生み出してきたいろいろな風俗、習慣、制度、思想さえも一掃しようとしている。日本はおそらく自分たちの（すばらしいそれらの風習）を見直すときがくるだろう。私は日本のためにそう願っている。」

今、ギメの言う見直しの機会が、日本に限らず世界中に来ているのではないでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は世界中で猛威を振るい、混乱と悲劇を広げ、目に見えないウイルスに対する不安が感染する中、患者やその家族だけでなく、ついには命を守ろうと必死に活動を続けている医療従事者までもが中傷や差別の対象となってしまいました。正しい知識や対処法が理解され行き届かない中で、誤解や偏見が生まれ、差別につながるという負の連鎖がまたも繰り返されているのです。

「まちづくり」とは、単に人家や商店が多く集まる繁華な土地を作ることを言うのではありません。そこに住む人々が、互いの存在を認め、助け合い・支え合いの絆で結ばれた、住み心地のよいところを創ることを言うのだと思います。ですから、“まち”は、住民の互いを思いやる心によって結ばれた集合体だと言うこともできるでしょう。皆さんは、そんな“まち”に住みたいと思いませんか。

古来、日本人の美点や美徳とされるものを、私たち自身がしっかりと見直し、日常の生活の中に復活させ、誇りを持って大人から子どもへと守り伝えることができるようになれば、現代の日本が抱えている多くの問題が解決され、理想の「まちづくり」が実現できるのだと思います。

参考：「日本絶賛語録」（村岡正明　小学館）

「国際友愛の日・世界友情の日」　2月22日

この記念日は、スカウト運動の創始者ベーデン＝パウエル卿の誕生日に由来しています。

パウエル卿は、1857年のこの日、ロンドンで生まれました。19歳で陸軍に入隊、敵軍の偵察や斥候として敵も驚嘆するほどの追跡能力を発揮し、昇進を重ねます。南アフリカのボーア戦争では、圧倒的多数の敵に包囲される中、彼は少年たちを組織して情報伝達や郵便配達等や見張り役などを遂行し、その軍功により英国史上最年少で陸軍少将になりました。実は、**「スカウト」**とは、この**「偵察・斥候」**という意味なのです。彼が「スカウティング・フォア・ボーイズ」という記事を雑誌に連載すると、少年読者に大好評となり、これに影響された**少年達が自主的に班を作り、“パトロール活動”を開始**します。これが**ボーイスカウト活動の基礎**となりました。

ボーイスカウトは、国家の将来を託すことのできる青少年の健全育成を目指して創立されたもので、世界の宗教の多様性や各々の宗教の尊厳を認めるとともに、実社会において先駆的な立場で活動できるよう、形にとらわれず実際に身体を動かす戸外活動を通じて、**心身ともに健全な青少年の育成と教育**を目的としています。日本では、海洋少年団とともに、代表的な青少年の社会教育活動の一つとして位置づけられており、初代総長は東京市第7代市長の後藤新平氏ですが、彼はスカウト運動の本質として**「人のお世話にならぬよう。人のお世話をするように。そして酬いを求めぬよう。」**という言葉を残しています。

互いの存在を認め、国境や宗教などを越えて手をつなぎ合う「国際友愛・世界友情」の記念日として、スカウト運動の創始者であるパウエル卿の誕生日が取り上げられたのもうなずけますね。

2月27日は「絆の日」

「バレンタイン･デー」と「ホワイト･デー」のほぼ中間、**「27」の語呂合わせ**から設定されたのだそうですが、東日本大震災の後、さまざまなところで「絆」という文字をよく見聞きしました。この**「絆」**の文字には、**「半分の糸」**と書いてあります。人はそれぞれ「半分ずつの心の糸」を持っていて、出会いふれ合う機会を持った人同士がその糸を結び合い、つながっていくというふうに考えると、**「縁の糸」**とか「縁結び」とかいう言葉のイメージも重なりますね。そんな「絆」でつながった人同士の心は、「以心伝心」さまざまな思いや感情が敏感に伝わっていくのだと思います。

家族の団らんと食事は密接な関連を持っているようです。朝食や夕食時に顔を合わせ、いっしょに食事しながらする会話には、一日を元気に過ごすエネルギーを与え、悲しく沈んだ気持ちをいやしてくれる優しい力があります。大人も子どもも忙しい毎日、**「孤食」**が増えていると言われます。時間のやりくりをして家族で食卓を囲む工夫をしてみませんか。そんな毎日のささやかな取組が、家族の愛情を確かめ合い、大切な「絆」を結ぶ貴重な時間になるのです。

家庭教育10か条 アンケート結果から（2019年2月）

- **4条「家族の団らんときずな」に関する結果**
  - ・気をつけて実践している家庭：小学校 95.6%　　中学校 61.8%
  - ・大切にしたいと思っている家庭：小学校 38.5%（4位）　　中学校 30.8%（4位）
- **町民のつどい　標語コンクール入賞作品から**

「今日もまた “あのね”で始まる 晩ご飯」「見えずとも 家族のきずな あたたかい」

薩摩藩の「郷中教育」

江戸時代、鹿児島城下には**「方限」**と呼ばれる4～5町（1町は約110m）四方の区割りがあり、そこに含まれる数十戸を単位とするまとまりが**「郷中」**です。郷中の若者の間には下のような組織があり、さまざまなことが実践されていました。これらを通じて、**身体力・不屈の精神力・社会性・主体性・実践力**を備えた人材を育成しようとしたのです。

一説には、幕末にイギリスと交流のあった薩摩藩のこの「郷中教育」が、ボーイスカウトのモデルだとも言われますが、スカウト運動の創始者であるパウエル卿は、「どこの藩の何という確たることはないが、**日本の武士道精神**に負うところはすこぶる多い。」と語ったことがあるそうです。また、パウエル卿の講演や著書には、日本武士道を賞賛したものがあるのだそうです。

地区の青少年：「稚児」…（小・中学生程度）
「二才」…（16才以上の未婚の青年おおよそ25才まで）

活動内容：「武道修練」（薬丸自顕流などの武術の鍛錬）
「忠孝実践」（日新公いろは歌暗唱、薩摩義士伝輪読会など）
「山坂達者」（山野での遊びによる体力養成）
「詮　議」（ディベート方式の討論会）

指導体制：教師はおらず、一日のほとんどをともに過ごしながら、年長者（頭）を責任者に、先輩が後輩を指導する形態を取る。

郷中の掟：「自分に負けるな」「嘘はつくな」「弱い者をいじめるな」

会津藩の「什の掟」

幕末に薩摩藩と敵対した会津藩では、同じ町内に住む6～9歳の藩士の子ども達で、**「遊びの什」**という10人程の集団を作っていました。その集団の年長者が「什長（座長）」となり、毎日順番に仲間の家に集まり、下の「什の掟」を什長を中心に皆で唱えた後、違反した者がいないかどうか反省会をしました。もし、違反した者がいれば事実かどうか「審問」し、事実であれば、年長の者で相談してさまざまな罰を与えました。会津の子ども達はこのような生活をした後、10歳からは藩校「日新館」に入学し、今度は**「学びの什」**という組織で、**礼節を尊重**し、**卑怯な振る舞いをしない**ことなどを学びました。

一、年長者の言うことに背いてはなりませぬ。
一、年長者にはお辞儀をしなければなりませぬ。
一、嘘言を言うことはなりませぬ。
一、卑怯な振舞をしてはなりませぬ。
一、弱い者をいじめてはなりませぬ。
一、戸外で物を食べてはなりませぬ。
一、戸外で婦人と言葉を交えてはなりませぬ。（一部のところのみ）
ならぬことはならぬものです。

3月
March

今月のこよみ

自殺対策強化月間

3日	ひな祭り　**平和の日**　**「水平社宣言」**（全国水平社　創立大会）
7日	消防記念日
8日	**国際女性デー**
9日	ありがとうの日　言わずと知れた「サンキュー」の日
11日	**東日本大震災**（'11.3.11）「絆」プロジェクトの広がり
14日	ホワイトデー
16日	国立公園指定記念日
20日	**動物愛護デー**
21日	**国際人種差別撤廃デー　　世界ダウン症の日**
21～27日	**人種差別と闘う人々との連帯週間**
22日	国連　水の日

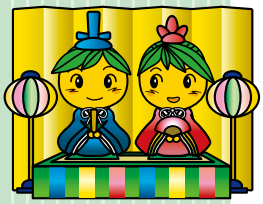

「水平社 宣言」　日本初の人権宣言

長編小説「橋のない川」を読んだことはありますか？

住井すゑ著、全7部のこの大作は、奈良・京都・大阪等の関西を舞台にしており、第4部には、京都岡崎公会堂での**全国水平社創立大会**も登場します。

1922年（大正11年）3月3日に開催されたこの創立大会において発表され、採択された**「水平社宣言」**（右ページ参照）は**"日本初の人権宣言"**とも言われ、ユネスコ世界記憶遺産への登録を目指す運動がなされています。

書き出しは、全国の被差別部落の人々への呼びかけに始まり、一般に**「解放令」**と呼ばれる明治4年の**被差別階級撤廃の太政官第61号**の布告以降、半世紀にわたる様々な施策の振り返りへと続きます。そして、これまでの日本の差別の歴史や人間社会の本来的な在り方をふまえながら、新たな解放運動の開始を力強く宣言しており、有名なこの言葉で結ばれています。

水平社は、かくして生れた。　　人の世に熱あれ、人間に光りあれ。

「人の世に熱あれ」とは、人権尊重の社会を実現させるために熱意ある取組と努力を求めていると解釈できますが、「人間に光りあれ」には、これまで二通りのとらえ方がされています。一つは**「人間の本質・本性が持つ尊い光」**を言うもので、もう一つは「人間」（「ひとあい」とも）と読み、**「人と人との間、そこに生まれる交流を尊重し合う優しく温かな光」**があるという解釈です。

人間には、本来個々に尊い個性や命の輝きがあり、それを大切に思い、互いに尊重し合うとき、温かな光に包まれるような優しさを感じることができるのだと思います。

自由と平等を求め、互いに尊敬し合うことによってこそ、自他の存在を誇りうる人間社会、真の人権社会が実現されるという「水平社宣言」の考え方は、現代にもなお通じる真実の社会の在り方を示していると思います。

水平社 宣言

※現代仮名遣い、新常用漢字に改めてあります。

全国に散在するわが特殊部落民よ団結せよ。

長い間いじめられてきた兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々とによってなされたわれらのための運動が、何等のありがたい効果をもたらさなかった事実は、それらのすべてがわれわれによって、又他の人々によって常に人間を冒とくされていた罰であったのだ。そしてこれらの人間をいたわるかのごとき運動は、かえって多くの兄弟を堕落させたことを想えば、この際われらの中より人間を尊敬することによって自ら解放せんとする者の集団運動を起こせるは、むしろ必然である。

兄弟よ、われわれの祖先は自由、平等の渇仰者であり、実行者であった。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であったのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心臓を引き裂かれ、そこへくだらない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの夜の悪夢のうちにも、なお誇り得る人間の血は、涸れずにあった。そうだ、そしてわれわれは、この血を享けて人間が神にかわろうとする時代におうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。

われわれがエタであることを誇り得る時が来たのだ。

われわれは、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって、祖先を辱しめ、人間を冒とくしてはならぬ。そうして人の世の冷たさが、どんなに冷たいか、人間をいたわることがなんであるかをよく知っているわれわれは、心から人生の熱と光を願求礼賛するものである。

水平社は、かくして生まれた。

人の世に熱あれ、人間に光りあれ。

大正十一年三月三日　　全国水平社創立大会

読んでみてください！

- **「橋のない川」**第1部～第7部　住井 すゑ

  奈良県の被差別部落を舞台にした長編小説。全国水平社創立大会での「水平社宣言」も取り上げられており、2度にわたり映画化されました。

- **「橋はかかる」**村崎 太郎・栗原 美和子

  太郎・次郎コンビの猿回しで有名な村崎太郎さんの作品。

五万日の日延べ

明治4年（1871年）10月12日、明治政府太政官から『穢多非人等ノ称被廃候条自今身分職業共平民同様タルベキ事（エタ、ヒニンの呼び方を廃止し、今後は身分職業を平民と同様にすること）』との布告が出されました。これが**「解放令」**と言われるものです。

それまでの封建時代では、身分と職業を連動させることで支配体制が確立、維持されていました。特に、被差別民衆は、職業だけでなく居住、服装をはじめ婚姻や葬儀に至るまで、生活の全てを最下層の身分として厳しく制限されていました。「解放令」は、それらの制限を廃止するというものでした。

それまで厳しい差別的な制限の中で、非人間的な扱いを受けてきた被差別民衆は、この「解放令」に涙を流して大いに喜びましたが、西日本各地では**「解放令反対一揆」**が起きたのです。これは、それまでの差別政策の中で、一般民衆の中に刷り込まれていた**ゆがんだ優越感や自尊感情、新政府への反発など**があいまって起きたもので、暴行や放火などで多くの死者が出ました。

そのような中、奈良県のある村では、付近一帯の大庄屋のところに被差別部落の庄屋たちが集められ、「解放令は、お上の都合で**五万日の日延べ**（延期）になった」と告げられました。しかし、これは被差別民衆の頭を再び押さえ込むとともに、解放令に反発する農民を納得させ一揆を起こさせないための大ウソだったのです。この手前勝手なウソの号令のために、実際に解放令の発効が認められなかった地域もあったそうです。

待望の「解放令」に躍り上がって喜んでいた被差別民衆には、いったい五万日の日延べはどのように聞こえたのでしょうか。

みなさんは、五万日というのがどれくらい先のことか想像がつきますか？年に換算すると137年弱、実際の暦に当てはめてみると、「解放令」布告の**明治4年（1871年）10月12日から五万日後**とは、**平成20年（2008年）9月3日**に当たります。（この間に暦の変更が行われています。）ほんの最近のことだということに驚きますが、当時の被差別民衆にとっては、おそらく永遠に先のことのように聞こえたのではないでしょうか。

では、五万日経った現代の社会に、差別はなくなっているでしょうか?!

残念ながら、社会が世界規模に拡大し、技術が進歩する一方で、差別は解消されるどころか、次々と新たな人権課題が生み出されているのが現状です。

〈人権課題〉「長崎県人権教育・啓発基本計画」（第2次改訂版）より（P30・31参照）

女性　子ども　高齢者　障がいのある人　同和問題
外国人　HIV・ハンセン病回復者等　犯罪被害者
インターネット人権侵害　性的マイノリティ　その他の人権課題

これらの人権課題が解決され、全ての人が安心して、真に心豊かに暮らせる時代は、いったいいつまで日延べされるのでしょうか？

長与町　町歌

作詞　山田　喜孝　　作曲　指方　浩

一　緑よ山よ　さやかな風よ
空は真澄(ますみ)て　琴の尾の
山のすそ野に　ひらけたる
美しい里　わが町　長与
※　愛と心と　ふれあいの
夢と望みが　ふくらんで
明日をひらく　歓声(こえ)はずむ
明日をひらく　歓声はずむ

二　光よ川よ　さやかな風よ
流れ静かに　長与川
川沿いの町　生き生きと
豊かな里　わが町　長与
※

三　銀波(ぎんぱ)よ海よ　さやかな風よ
広く優しい　琴の海
輝く歴史　漂(ただよ)って
平和な里　わが町　長与
※

差別は人から“ふるさと”を奪います

ふるさと

作　丸岡　忠雄

ふるさとをかくすことを
父は
けもののような鋭(するど)さで覚(おぼ)えた
ふるさとをあばかれ
縊死(いし)した友がいた
ふるさとを告白し
許嫁者(いいなずけ)に去られた友がいた
わが子よ
おまえには胸張ってふるさとを名のらせたい
瞳(ひとみ)をあげ　何のためらいもなく
「これが私のふるさとです」
と名のらせたい

兵庫部落問題研究所発行　詩集「ふるさと」より

第８条　ふるさとを愛する心

ふるさとを愛(あい)する長与(ながよ)っ子(こ)

美しい自然や多くの人たちとのふれあいを、大切にしましょう。

“ふるさと”は
心の原点　心の支えです

ふるさと

作詞　高野　辰之
作曲　岡野　貞一

一
うさぎ追いし　かの山
こぶな釣りし　かの川
夢は今も　めぐりて
忘れがたき　ふるさと

二
いかにいます　父母
つつがなしや　友がき
雨に風に　つけても
思いいづる　ふるさと

三
志を　果たして
いつの日にか帰らん
山は青き　ふるさと
水は清き　ふるさと

4月

April

今月のこよみ

河川美化月間

1日	**児童福祉法施行記念日**
2日	**国際子どもの本の日**　　**世界自閉症啓発デー**
2～8日	**発達障害啓発週間**
4日	**トランスジェンダーの日**（性同一性障害 等）
8日	忠犬ハチ公の日
10日	**女性の日**　　交通事故ゼロを目指す日
10～16日	**女性週間**
14日	タイタニックの日
22日	アースデー　　清掃デー
23日	**サン・ジョルディの日　子ども読書の日　世界図書・著作権デー**
23～29日	国際交通安全週間
23～5/12	**こどもの読書週間**
26日	**世界知的所有権の日**
30日	**図書館記念日**

子どもの人権と読書活動

新年度が始まる春は、新しいランドセルや鞄（かばん）、制服に子ども達の笑顔も映えてひときわ輝いて見えます。特に4月は、そんな子ども達を守り励ますように、子どもや女性にとって重要な記念日や行事等が設定されています。

子どもにとっては、1日が**児童福祉法**が施行された記念日で、月末23日の**「子ども読書の日」**から**「こどもの読書週間」**が始まります。

女性にとっては、「女性の日」に制定されている10日からの1週間は**「女性週間」**、3月3日と5月5日の中間の4月4日は**「トランスジェンダーの日」**となっています。

子どもの健やかな成長には、それを見守り、支え励ます生活環境の存在が不可欠です。読書環境とその中核となる図書館は、子どもにとって重要な生育環境の一つだと言えます。**「子どもの読書活動推進計画」**は、子ども達の読書活動の推進やそのための読書環境の整備と充実をうたっています。

子ども達は、豊かな読書を通して、自他を理解し、自分の力で調べ、獲得した知識を使って考え、よりよい自分、人生を創り出す力を身につけるのです。

近年、大きく変容する社会状況の中で、家庭における子育てが非常に困難になっていると言われ、親子のふれ合う時間の減少や核家族化等から、子育て家庭の孤立化や児童虐待が社会問題として深刻化しています。

「子どもの読書活動推進計画」にも盛り込まれている**「ブックスタート事業」**は、その有効な対策としても注目されています。ブックスタートは、親子で絵本を読み、子どもの読書力の基礎を育む（Read books）のが主眼ではなく、**「絵本を開く楽しいひとときを親子で分かち合う（Share books）」**という、楽しく優しく温かい親子のふれあいと心の安定・安心感を創り出すための効果的な方法なのです。

真理がわれらを自由にする

これは、1948年に制定された**「国立国会図書館法」**の前文に掲げられた言葉です。図書館設立の基本理念として、国立国会図書館(東京本館目録ホール）に刻まれています。

軍国主義の時代には、情報操作によって民衆に間違った情報と不当な暮らしが押しつけられ、偏った政治が行われました。そのような過去の反省からこの言葉は生まれたのです。

日本図書館協会は、これを基本理念として**「図書館の自由に関する宣言」**を定めています。有川浩氏のシリーズ小説で映画化もされた**「図書館戦争」**は、この宣言をベースに制作されました。

第３条　学力の定着

毎日、机に向かう習慣を

家庭学習は確かな学力を身につけ、読書は豊かな心を育みます。

図書館の自由に関する宣言

社団法人 日本図書館協会（1979年5月30日総会決議）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

1．図書館は資料収集の自由を有する。　**2．図書館は資料提供の自由を有する。**

3．図書館は利用者の秘密を守る。　**4．図書館はすべての検閲に反対する。**

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

知らないことから誤解が生まれる
誤解をそのままにしておくと偏見になってしまう
偏見が積み重なれば差別になるんだ

長崎県社会福祉協議会発行「ちきゅうのなかま」より

性の多様性の理解と尊重　～ 誰もが生きやすい社会づくり ～

「LGBT」という言葉はずいぶん知られるようになり、テレビや公の場に出て活躍する人も増え、長崎市を含め日本各地で**「パートナーシップ宣誓制度」**を導入する自治体が増えてきました。

しかし、まだ「性の多様性」が十分に理解され、受け入れられるまでには至っておらず、当事者は違和感や生きづらさを感じ、偏見に苦しみ、将来への希望を持てず悩んでいます。**性的マイノリティの方は人口の７～８％程度**いるという調査報告がありますが、**自殺を考えたり自殺未遂をしたりした人は、そうでない人の６倍に及ぶ**という深刻な調査結果もあります。

人間の心と体は複雑で繊細で、**「性自認」**（自覚する性別）や**「性的指向」**（恋愛感情が向く相手の性別）のほか、**「クエスチョニング」**（自己の性を定義づけできない）や**「インターセックス」**（男女の分化が困難）など、“性のあり方”には多様なものがあります。これまでは社会通念の中で押し隠され、押しつぶされてきましたが、これも**“自己の特徴＝個性・特性”**だとして表現され主張されるようになり、人権課題の一つとしてやっと取り上げられるようになったのです。

そもそも**「世界人権宣言」**（1948）では、『**すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。**』とされています。一人ひとりが**生まれもった、ありのままの特性**が理解され尊重され、受け入れられる社会づくりが求められているのです。

今、世界各地の様々な企業や人々の中で、性的マイノリティの方々を理解し、支援する意思表示として“６色のレインボーカラー”を身に付けた**「アライ（Ａｌｌｙ）」**の活動が広がっています。

長崎県でも2018年11月に県主催で**「LGBTフォーラム」**が開催されたほか、相談デーが定期的に開設されることになり、また、2019年夏には県独自の実態把握調査を実施しました。

長崎県「LGBT相談デー」　毎月第3土曜日　9：30 ～ 13：00　専用ダイヤル090-5939-5095

長崎県民の人権意識

「人権に関する県民意識調査」（2016年3月・2021年3月）より

問1 「人権」に関心がありますか

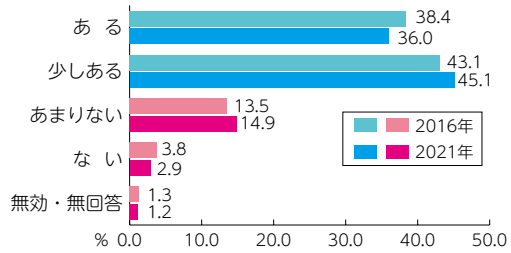

問2 関心のある人権問題

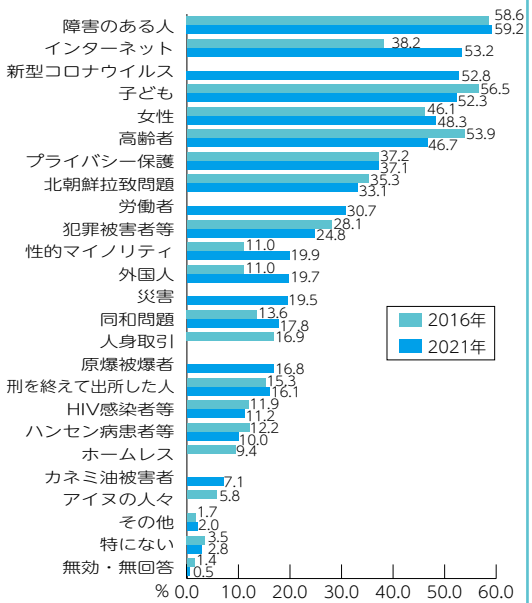

問4-1 人権侵害されたと思ったことがありますか

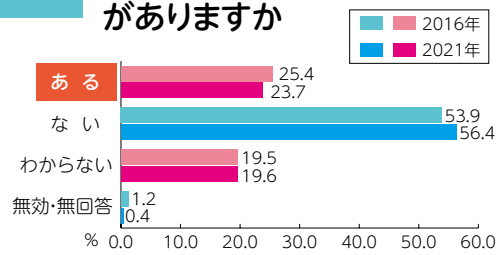

問4-2(1) （問4−1で「ある」と答えた人（320人）への質問） どのようなものでしたか

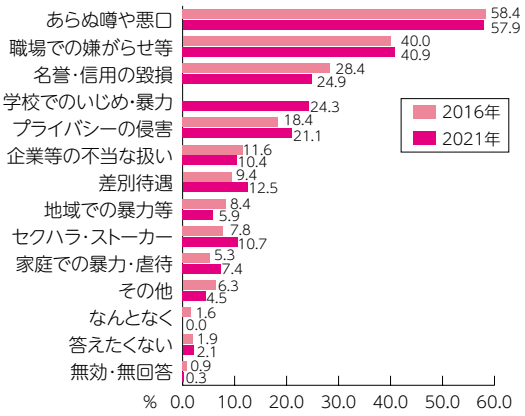

問4-2(2) （問4−1で「ある」と答えた人（320人）への質問） そのときどうしましたか

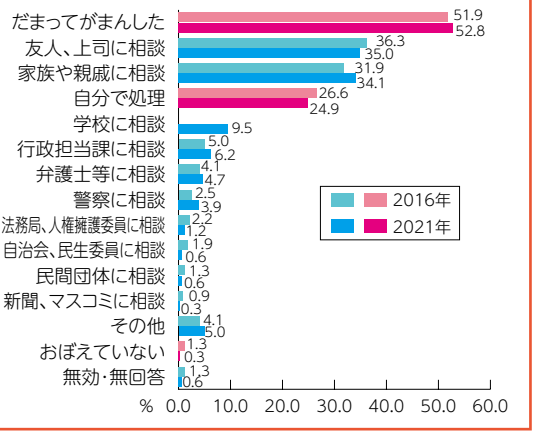

問5-1 人権を侵害したことがあると思いますか

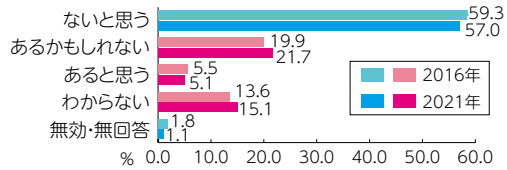

問31 長崎県は人権尊重の県だと思いますか

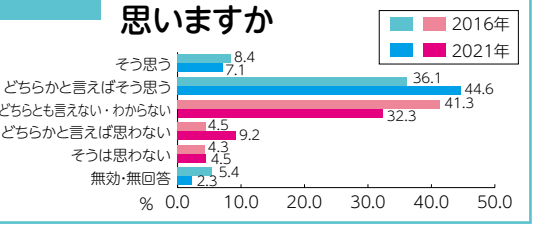

長崎県民の人権侵害事例

「障害者差別にあたると思われる事例集」（長崎県2012年2月）より

福祉場面での事例

- 3人目を妊娠しているときに保育所の申込に行ったら、福祉事務所の窓口で、「障害児がいるのになぜもう1人産むのか。次の子も障害児かもしれないのに。」と非難された。
- 保育所の面接時、「腐った魚のような目をしている。障害児の母は働かないで自分の子どもの面倒をみなさい。」と言われた。

医療場面での事例

- 医師から「こんな子が測定できるわけがないだろ。」と診察も脳波測定も拒否され、病気の説明がないまま追い返された。
- 児童相談所での判定時、医師から「福祉の世話にならなければ生きていけない価値のない子ども。」と言われた。

労働場面での事例

- 一般就労していた障害者が、雇用主は理解していても、職場の従業員からいじめを受けていた。また、仕事上の失敗に対して、罰金という形でお金を取られたとも言っていた。
- 精神障害者といっても個人差があるのに、パソコンができる人も障害者として就職すると、清掃等に職種が限られ、職業選択の自由がない。精神障害をオープンにすると、なかなか職がない。

建築物・交通等での事例

- 道路や歩道が狭い、段差が多い、交通機関が使いづらい等、町のつくりそのものが差別である。
- マンションのエレベーターが緊急停止し、聴覚障害のためインターフォンで意思疎通できず、40分も閉じ込められた。

情報場面での事例

- 県・市等の広報で、電話番号のみを記載したお知らせが多く、電話の使えない聴覚障害者のことは配慮されていないようで残念だ。

このような実態を受け、長崎県では**「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」**（2013年5月22日県議会可決成立、2014年4月1日全面施行）が制定されました。また、**「障害者差別解消法」**（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（2013年6月26日公布、2016年4月1日施行）が制定され、各自治体で具体的な取組が始められました。

人権相談の窓口

●**常設人権相談所**（長崎地方法務局）	**095－826－8127**	平日8：30～17：15
●**みんなの人権110番**	**0570－003－110**	平日8：30～17：15
●**子どもの人権110番**	**0120－007－110**	平日8：30～17：15
●**いじめ相談ホットライン**	**0570－078－310**	休日含む24時間
●**女性の人権ホットライン**	**0570－070－810**	平日8：30～17：15
●**障害者110番**（長崎県手をつなぐ育成会）	**095－846－8730**	平日9：00～17：00

5月

May

今月のこよみ

	赤十字運動月間　児童福祉月間
1日	日本赤十字社創立記念日　青春の日　メーデー
3日	憲法記念日　**世界報道の自由の日**　ゴミの日
1～7日	憲法週間
5日	**こどもの日**（端午の節句）
5～11日	**児童福祉週間**
8日	世界赤十字デー
第2日曜日	**母の日**
10日	愛鳥の日
12日	ナイチンゲールデー　看護の日　国際ナースデー
15日	沖縄返還の日　**国際家族デー**
17日	世界電気通信記念日
21日	**対話と発展のための世界文化多様性デー**
25～31日	**非自治地域人民との連帯週間**
28日	**国際アムネスティ記念日**
31日	世界禁煙デー
31～6/6	禁煙週間

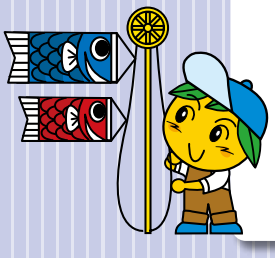

家族の信頼　～「国際家族デー」

国連総会は、1993年に、**毎年5月15日**を**「国際家族デー」**という記念日にすることを決定しました。

各国が家族問題に対する認識を高め、家族関連の問題に取り組む能力を高めるために定められた国際デーですが、残念ながら、日本ではまだあまり知られていません。

子どもにとって、**家族は最初の社会であり世界**です。家族の信頼は、子どもの心に安心・安定を与え、家族の支えや励ましが、子どもに自信を持たせ、子どもの世界を広げていく原動力となります。しかし、近年の激変する社会状況の中で、親子のふれあいの時間は次第に減少してきています。

		2000年総務庁（当時）調査→	2006年内閣府調査	
父と子のふれあい：	ほとんどない	14.1%	23.3%	（＋ 9.2）
	15～30分程度	46.9%	36.9%	（－10.0）
母と子のふれあい：	ほとんどない	2.0%	3.8%	（＋ 1.8）
	15～30分程度	16.5%	20.6%	（＋ 4.1）

（総務省「青少年の生活と意識に関する基本調査（第2回）」（2000年）／内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」（2006年）より）

日本では、平和大使協議会に**「人づくり、家庭づくり、国づくり」国民運動推進委員会**が設置され、キャンペーンを実施しています。2014年のテーマは**「家族・絆・世界」**でした。家族ぐるみの参加を呼びかけて家族のよさを実感してもらう中で、一人ひとりの望ましい成長を支援し、豊かな国づくりを進めようとしています。

新年度、進学・進級、春の喜びで迎えた4月も過ぎ、新しい環境・新しい仲間の中で、次第に新しい人間関係が生まれ、生活も軌道に乗り始める5月。でも、子ども達の中には、新たな不安を抱えている子がいるかもしれません。

子ども達が胸に抱える不安を消すのは、家族の愛情と信頼で支えられた**心の安定感・安心感**です。実際、「**親子の愛情・絆を感じている子どもは、心が安心・安定し、物事をのびのびと考え、自信を持って行動できるようになり、自立した人間になる。**」という報告があります。

叱られると、子どもは、何やら突き放されたような気になったりします。しかし、叱るときにも手を握っていると、指先のぬくもりが、愛情を感じさせ**不要な対立を回避**してくれるのだそうです。

「家庭教育10か条」に関するアンケートでは、第1条についての取組状況を見ると、小・中ともに、なんと**98%**のご家庭で家族の信頼・愛情を伝え合っているということでした。具体的には、次のようなご意見が多く見られました。

第１条　家族の信頼

送(おく)っていますか？
「大好(だいす)きだよ」の
メッセージ

愛されていると感じることで、心が安定します。

「子どもが生まれた日から、ずっと『大好きだよ』と言っています。」
「一日に一回は（家に帰ってきたら、まず）ギュッと抱きしめています。」
「日頃から『あなたのことが大好き』だと伝えています。愛されていると思うと、自分を大切にするし他の人にも親切にできると思うからです。」

子どもが小さい頃は、**スキンシップ**も気軽にできるのでしょうが、小学校も高学年になると、しだいに親子に照れくささが出てくるのか、**ことば掛け**や登校するときの**ハイタッチ**、後ろ姿が見えなくなるまでの**見送り**、**手紙**や**交換日記**等に移っていくようです。

子どもの世界が大きく変化する新入学・新学期とその後ひと月ほどは、とても大切な時期です。我が家らしい方法を工夫されて、子ども達が、新しい環境の中で生き生きと“自分らしさ”を発揮できるように、子どもの**心に愛情と信頼のエネルギーを**いっぱい満たして、毎日元気に送り出してあげてください。

朝、子どもがなかなか起きない、出がけに元気がないなど、様子が気になったら、健康保険課・福祉課（883-1111）、長与子どもホットライン（883-5161）、各校配置の相談員に相談してください。

長与町教育委員会・社会教育委員会では、2010年度に**「すなおで元気な長与っ子を育むために『家庭教育10か条』」**を作成し、町内全世帯に配布しました。学校でも毎年4月、新入学児童のご家庭に配布し、**町民みんなで家庭教育への思いを共有**し、子ども達の健全育成を図っていこうと取り組んでいます。

子守歌と守り子歌

みなさんは、幼い頃にどんな子守歌を聞いたでしょうか？**「江戸の子守歌」「中国地方の子守歌」**、それとも**「島原の子守歌」**…?!

各地方で人々に親しまれている子守歌に、実は2つの種類があるのをご存じでしょうか?!

一つは、お守りをして寝かしつけようとしている子どもの、健やかで幸福な育ちを願う**「子守歌」**。そしてもう一つは、子守奉公をしている自分の境遇や心情を歌っている**「守り子歌」**です。よく知られているものには、**「五木の子守歌」「竹田の子守歌」**などがあります。先に挙げた「島原の子守歌」もこちらに入るものです。

「守り子歌」の歌詞に共通していることは、貧しい境遇への悲しみや嘆き、裕福な奉公先などをうらやむ気持ち、日々の労働の辛さ、親元を離れている寂しさなどです。

中には、人身売買の恐ろしさをうかがわせるものもあり、改めて歌詞をたどれば、幼い子どもがさまざまな思いを抱きながら、盆や年末には親元に帰れることを励みに、自らを慰め、日々の労働に耐えている姿が浮かんできます。そんな「守り子歌」が残っている地方を訪ねてみると、「子別峠」（五木村）などの地名もあり、数え切れないほど多くの、幼くも辛く悲しい記憶が繰り返されてきたのだろうと、胸が苦しくなるようです。

社会の矛盾や不備などのつけは、いつでも弱い者に背負わされます。少子・高齢化社会だからではなく、どの時代でも、子どもはわたしたちの未来を拓く大切な“地域社会の宝”であり、地域社会の環境の中で育つものです。だからこそ「まちづくりは人づくり」だと言えるのです。子ども達が、優しく心豊かな人間に育つために、地域をあげて、見守り育てていきたいものです。

第９条　地域全体で子育て

子どもを育み見守る郷土

子どもは地域の宝です。
地域をあげて、子どもたちを育てましょう。

心豊かな子どもを育てるために

- **家庭・学校・地域社会が、それぞれの責任を自覚し連携し合うこと。**
  それぞれの責任を果たすとともに、補い合いながらつながり合う工夫が大切。
- **「オアシス運動」の広がりの中で、社会性を培うこと。**
  あいさつなどで、日頃から言葉をかけ合う中で、心もつながっていきます。
- **さまざまな体験活動にふれさせる中で、「生きる力」を育てること。**
  自然とのふれあい、異世代間の交流、社会体験などが人生を拓く力になります。

子　守　歌

江戸の子守歌

一　ねんねんころりよ　おころりよ
　　坊やはよい子だ　ねんねしな

二　坊やのお守りは　どこへ行った
　　あの山越えて　里へ行った

三　里のみやげに　何もろうた
　　でんでん太鼓に　笙の笛

中国地方の子守歌

一　ねんねこ　しゃっしゃりませ
　　寝た子の　かわいさ
　　起きて　泣く子の
　　ねんころろん　面(つら)憎さ
　　※ ねんころろん　ねんころろん

二　ねんねこ　しゃっしゃりませ
　　今日は　二十五日さ
　　明日は　この子の
　　ねんころろん　宮参り　※

三　宮へ　参ったとき
　　何と言うて　拝むさ
　　一生　この子の
　　ねんころろん　まめなように　※

守り子歌

竹田の子守歌

一　守りも嫌がる　盆から先にゃ
　　雪もちらつくし　子も泣くし

二　盆が来たとて　何うれしかろ
　　帷子(かたびら)はなし　帯はなし

三　この子よう泣く　守りをばいじる
　　守りも一日　やせるやら

四　久世(くぜ)の大根飯(めし)　きっちょの菜飯(なめし)
　　またも竹田の　門場飯(もんばめし)

五　はよも行きたや　この在所越えて
　　向こうに見えるは　親の家(うち)

五木の子守歌

一　おどま盆ぎり　盆ぎり
　　盆から先ゃ　おらんど
　　盆がはよ来りゃ　はよ戻る

二　おどま勧進(かんじん)　勧進
　　あん人たちゃ　よか衆(しゅ)
　　よか衆(しゅ)　よか帯　よか着物(きもん)

三　おどんが　うっ死んだちゅうて
　　たが泣いてくりょか
　　裏の松山　蝉が鳴く

（正調の歌詞より）

一　おどまいやいや　泣く子の守にゃ
　　泣くと言われて　憎まれる

二　ねんねした子の　かわいさむぞうさ
　　起きて泣く子の　面(つら)憎さ

三　ねんねいっぺん言うて　眠らぬ奴は
　　頭たたいて　尻ねずむ

6月
June

今月のこよみ

外国人労働者問題啓発月間　不法就労外国人対策キャンペーン
男女雇用機会均等月間　**就職差別撤廃月間**

1日	**人権擁護委員の日**　電波の日
2日	横浜・長崎港の開港記念日…日米修好通商条約1859年
3日	**雲仙普賢岳祈りの日**
5日	世界環境デー　熱気球記念日
10日	時の記念日　天智天皇が水時計により鉦鼓(しょうこ)時報を行わせた
12日	**日記の日**　**アンネ・フランク誕生日**(1929)　**児童労働反対世界デー**
13日	小さな親切の日
第3日曜日	父の日
18日	**「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」**(2008年)公布
19～25日	**ハンセン病を正しく理解する週間**
20日	**世界難民の日**
23日	沖縄慰霊の日
23～29日	**男女共同参画週間**
26～7/2	**長与の子の心を見つめる教育週間**
27日	**日照権の日**　メディア・リテラシーの日

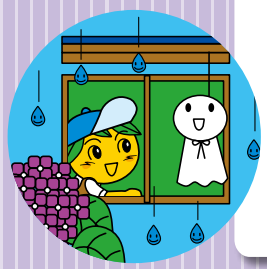

世界平和と人種・民族差別 ～「アンネの日記」

1942年6月12日、この日13才の誕生日を迎えた少女は、父親から一冊の日記帳を贈られます。それは少女が以前から欲しがっていた、赤いチェックの日記帳でした。少女はさっそく日記をつけ始めます。しかし、ひと月ほど経った頃から、その日記帳は、少女にとって“特別な友人”になりました。

少女の名はアンネ・フランク、オランダに住むユダヤ人でした。ヒトラー率いるナチス・ドイツは、**ユダヤ人絶滅政策**を進めていました。その魔の手から逃れるために、7月6日からアンネの家族4人は、知り合いの家族とともに、運河沿いにある父親の会社に作られた隠し部屋に潜(ひそ)んだのでした。

それから約2年と1か月、昼間は、会話はもちろん、歩く音にさえ気を配らなければならない生活が続きます。そんな生活の中でアンネを慰(なぐさ)め、自らの心を深く見つめさせてくれたのが「キティ」と名付けられたあの日記帳でした。

1944年8月、密告により逮捕連行され、悪名高い**アウシュビッツ強制収容所**に送り込まれましたが、アンネの日記は隠れ家生活を支援してくれていたミープ・ヒースさんによって大切に保管され、戦後唯一生還した父親オットー・フランク氏によって出版され、世界中の人々に感動を与えました。

現在、アンネの誕生日である**6月12日は「日記の日」**に制定され、**『アンネの日記』は、2009年「世界の記憶」(世界記憶遺産)**に登録されています。

若い命の可能性を表す「アンネのバラ」

ミープ・ヒースさんによって守られ、オットー・フランク氏に託された『**アンネの日記**』は、第2次世界大戦後、多くの人の勧めもあり、また、それがアンネの願いでもあったことから、1947年出版されることになりました。（初版はオランダ語版で、題名はアンネが名付けた『後ろの家』）

出版された本を読み感動したベルギーの園芸家デル・フォルゲ氏は、1959年スイス旅行の中でオットー氏と会う機会を得ることができました。話の中でアンネが自然やバラを愛していたことを知り、創り出した新種のバラを**〈Souvenir d'Anne Frank.f（アンネ・フランクの形見；通称「アンネのバラ」）〉**と命名し贈りました。

「アンネのバラ」はさわやかな香りを放ち、つぼみの時は赤、開花すると花びらの色をオレンジから黄色、ピンクと変化させていく四季咲きのバラです。生きていれば、きっとさまざまな才能を開花させただろうアンネをしのぶのに、まさにふさわしいバラだと言えます。

第２条　命の尊さ

かけがえのない命（いのち）を大切（たいせつ）に

自分の命が大切であるという自覚が、家族や友達を思う気持ちにつながります。

1971年、黎明（しののめ）合唱団としてイスラエルに渡った大槻（おおつき） 道子牧師は、偶然オットー氏と出会い、「アンネの日記」を愛読していたこともあり、交流を深めることができました。翌1972年のクリスマスにオットー氏から**「平和を愛する人に広めてほしい」**とバラの苗木が贈られてきたのです。

そのバラの苗木は、オットー氏の願いのとおり、平和の尊さを知る人々の間に広がり続け、1980年には、アンネ生誕50周年を記念して、兵庫県西宮市に**「アンネのバラの教会」**が建てられました。それを知ったオットー氏はとても喜び、感謝の手紙とアンネの遺品の一部を贈りました。

丘の中腹にあるこの教会は、住宅街にある小さな教会ですが、敷地に広く取られた庭一面にアンネのバラが生い茂り、うつむき加減に立つアンネの銅像を包み込むように咲き誇っています。教会の2階には、オットー氏から贈られたアンネの遺品が展示されるとともに、ホロコースト等に関する説明がなされています。

「アンネのバラ」は幾つかのルートを経て長崎にも伝えられています。**長与町にも、長与町図書館等に伝えられています。**これらは、長崎市立式見中学校の「被爆クスノキ」を広める運動の返礼として、宮城県のユニセフ関係者に伝えられていた株から増やされたものです。

命と平和の尊さを伝える植物たち

植物の寿命は、人間よりもはるかに長く、きちんと世話をして守り伝えれば、数百、数千年の命を保つことができます。

ヒロシマ・ナガサキには、原爆の被害に遭いながらも枯れることなく、原爆や戦争の“生き証人”として守り伝えられている**「被爆樹木」**があります。

長崎原爆資料館の「被爆建造物等一覧表」によると、長崎の被爆樹木は、以下のようなものです。
（距離は、爆心地からの直線距離です。）

- 被爆カラスザンショウ・二股クス（0.5キロ　城山小）
- 被爆クスノキ（0.8キロ　山王神社）
- 被爆カシノキ（1.0キロ　長崎市江里町）
- 被爆ツツジ・五葉松（1.1キロ　原爆資料館）
- 被爆タイサンボク（1.4キロ　聖フランシスコ病院）
- 被爆マキノキ（1.5キロ　長崎市家野町）
- 被爆ツバキ（1.6キロ　長崎市淵町）
- 被爆エノキ（2.3キロ　長崎市曙町）
- 被爆ソテツ（2.4キロ　福済寺）
- 被爆クロガネモチ（2.9キロ　桜町小（旧勝山小））

中尾城公園にある**「平和の広場」**には、「平和の塔」を始め、幾つかの平和のモニュメントがあり、その周辺には、有志の方から贈られた被爆樹木が植えられています。

長与町は、「世界の恒久平和は、人類共通の願望である。現在･未来を通じて、平和で安全な郷土を築き、子孫に引き継ぐことが、今を生きる私たちに課せられた最大の責務である」として、1994年に**「平和で安全な町」宣言**を行いました。

中尾城公園の「平和の広場」

- **被爆ザクロ3世・被爆柿の木2世、広島被爆アオギリ2世**
  - ・戦争・被爆の記憶を風化させないための生き証人として
  - ・原爆を生き残り、生き続ける力・命の象徴として
- **「平和の塔」**
  - ・戦争や原爆で犠牲になられた方々への追悼の象徴として
- **「平和祈念碑」・「平和で安全な町」宣言プレート**
  - ・未来に向けた平和の祈りと、核の脅威を排除し、安全なまちづくりを進める町民の誓いと希望の象徴として

クスノキ

作詞・作曲　福山　雅治

我が魂は　この土に根差し
決して朽ちずに　決して倒れずに

我はこの丘　この丘で生きる
幾百年越え　時代の風に吹かれ

片足鳥居と共に
人々の営みを
歓びを　かなしみを
ただ見届けて

我が魂は　奪われはしない
この身折られど　この身焼かれども

涼風も　爆風も
五月雨も　黒い雨も
ただ浴びて　ただ受けて
ただ空を目指し

我が魂は　この土に根差し
葉音で歌う　生命の叫びを

長崎市出身の歌手・俳優・写真家の福山雅治さんは、自らが被爆2世であることを公表し、長年抱き続けた思いを込め、2014年「クスノキ」を発表しました。

これは、爆心地からわずか800㍍しか離れていない山王神社の境内にある**「被爆クスノキ」**を歌ったものです。爆風と熱線を浴びて枯死したと思われたこの木は、翌年若い芽を吹き、人々に勇気と希望を与えました。今も、地域の人に見守られ、原爆の語り部として生き続けています。2018年 福山さんの発案で、クスノキの保存整備のために「クスノキ基金」が創設されました。

アオギリのうた

作詞・作曲　森光　七彩

電車にゆられ　平和公園
やっと会えたね　アオギリさん
小学校の校ていの木のお母さん
たくさん　たくさん　たね生んで
家ぞくがふえたんだね　よかったね
遠いむかしのきずあとを
直してくれるアオギリの風
遠いあの日のかなしいできごと
し料かん（資料館）で見た　平和の絵
いろんな国の　人々や
私がみんなが考えてゆく広島を
勇気をあつめちかいます
あらそいのない国　平和の灯
遠いむかしのできごとを
わすれずに思うアオギリのうた
これから生まれていく広島を大切に
広島のねがいはただひとつ
せかい中のみんなの明るいえ顔

この歌は、2001年広島市がミレニアム記念事業として公募した「広島の歌」の最優秀グランプリ賞に選ばれたものです。作詞・作曲は、当時中区千田小学校3年の森光七彩さん。

広島平和公園にある**「被爆アオギリ」**の2世となる若木が千田小学校の校庭にあり、森光さん達若い世代は、この若木に向かって、戦争という悲惨な出来事を忘れず、争いのない平和な世界を勇気を持って築いていくことを誓っているのです。

7月

July

今月のこよみ

青少年の非行問題に取り組む全国強調月間
「社会を明るくする運動」強調月間
河川愛護月間　海岸愛護月間　海の月間

1日	**国民安全の日　更生保護の日**
1～7日	**全国安全週間**
2日	ユネスコ加盟記念の日
13日	日本標準時制定記念日
16～31日	全国海難防止強調運動
20日	**勤労青少年の日**
21～28日	自然に親しむ運動
21～31日	森と湖に親しむ旬間
第4日曜日	親子の日

社会を明るくする運動

連日、テレビや新聞では事件・事故のニュースがひっきりなしに報道され、身の回りや毎日の生活に不安を感じてしまうことがあります。

安全で安心な暮らしは全ての人の望みです。私たちの社会から、犯罪や非行をなくすためにはどうすればいいのでしょう。

取り締まりを強化して、過ちを犯した人を厳しく処罰することも必要です。しかし、**犯罪や非行を“しない・させない・許さない”**という家庭や社会の雰囲気をつくることで事件の発生を未然に防ぐとともに、過ちを償い、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことも大切な対策です。

「社会を明るくする運動」（略して「社明運動」）は、地域の全ての人達が、それぞれの立場で関わっていく中で、犯罪や非行をなくし、過ちからの立ち直りを支えていける地域づくりを進めていこうとするものです。

7月1日は、**国民安全の日、更生保護の日**にもなっています。社会の安全のために、今何が求められているのか、自分には何ができるのか、一人ひとりが考え、運動に参加するきっかけを見出していきましょう。

「黄色い羽根」がこの運動への賛同のしるしとして活用されています。

みなさんは、**「幸福の黄色いハンカチ」**（1977年 山田洋次監督）という映画をご存じですか。高倉健が演じる主人公は、酒の上で過ちを犯してしまいます。刑期を終えた主人公は、自宅に戻っていいものかどうか迷いながら帰ってみると、妻がいっぱいに飾った黄色いハンカチで温かく迎えるという映画です。「黄色い羽根」は、この映画と運動のシンボルマークであるヒマワリをヒントに、**長崎地区保護司会が発案**し、全国に広がりました。

戦後復興のための運動から

「社会を明るくする運動」は、戦後の荒廃した東京で始まりました。

1949年7月1日、**「犯罪者予防更正法」**が施行されました。これは、犯罪をした者の改善と更正を助け、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進させることを目的としたもので、更生保護制度の基本法となるものです。

この法律の考えに共鳴した銀座商店街の有志は、少年保護のためのサマースクール開設資金づくりを目的に、同年7月13日からの1週間、自発的に**「犯罪者予防更正法実施記念フェアー（銀座フェアー）」**を開催しました。

当時は、町中に戦災孤児があふれ、大人の社会を写すように徒党を組んで盗みをしたり、暴力団の下働きをしたりすることも少なくありませんでした。そんな子ども達の将来に大きな不安が持たれていたのです。

第７条　善悪の区別

あなたはわかるね！
ことの善し悪し

勇気と思いやりで、いじめをなくすこともできますよ。

この銀座フェアーが刺激となり、翌年、法律施行1周年記念として**「矯正保護キャンペーン」**（7月1～10日）が全国的に実施されました。このキャンペーンでは、街頭宣伝活動などの啓発活動が行われました。菊田一夫のNHKの長編ラジオドラマ「鐘の鳴る丘」や、美空ひばりの映画「東京キッド」もこの当時の様子を描いたものです。

この運動は、何万人もの戦災孤児が街にあふれ、犯罪や非行の激増でふくれあがる社会不安、インフレや物資不足で余裕のない生活を送っていた人々に、不幸な子ども達に対する思いやりや愛の心を呼び戻し、殺伐とした社会に明るい光をともすことになりました。

法務府（現在の法務省）は、犯罪の防止と犯罪をした人達の立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという考えを深め、この啓発運動を将来的に継続させ、一層発展させる必要があるとして、7月を**「社会を明るくする運動」強調月間**とし、国民運動として広げることにしたのです。

「更生保護」は、社会の中での立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ取組で、その活動には保護司や協力雇用主をはじめ、たくさんの人が関わっています。マザー・テレサの言葉が教えてくれるように、自分を愛し、信じてくれる人がいること、必要とされる場所があること、それは、更正への大きな支えとなります。更生保護は、社会で暮らす全ての人々が関わることでかなえられる取組なのです。

マザー・テレサの言葉

この世の中で　一番大きな苦しみは
一人ぼっちで　だれからも必要とされず
愛されていない人々の苦しみです

人権課題解消のために　「長崎県人権教育・啓発基本計画」より

「女性の人権」

特に女性の権利を守るという視点で、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組を推進します。

なお、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）については、DVの防止と被害者の保護を図るため各種の施策を推進します。

「子どもの人権」

子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現をめざすとともに、子どもの権利を守り、育てるための取組を推進します。

「高齢者の人権」

高齢者の知識や経験を生かした社会参画の推進、意欲・能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保のための環境づくり、生きがいのある生活づくりの推進、高齢者の権利擁護や福祉のまちづくり、安心な生活環境づくりなどを柱に、誰もが安心して暮らすことができるいたわりと温もりのある高齢社会の実現をめざした取組を推進します。

「障がいのある人の人権」

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人権と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現をめざした取組を推進します。

「同和問題」

同和問題を人権問題の重要な柱ととらえ、県民や企業などに対する教育や啓発、学校や地域社会における人権・同和教育を積極的に推進し、差別のない、人権が尊重される社会の実現をめざした取組を推進します。

「外国人の人権」

国際交流や国際協力の拡大並びに外国の人々と共に暮らす地域づくりをめざした取組を推進します。

「HIV感染者・ハンセン病回復者などの人権」

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は身近な問題であるという理解を深め、HIV感染者等の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくこと。また、HIV感染の早期発見は、個人においては早期治療、社会においては感染拡大防止に結びつくといった観点からの取組を推進します。

ハンセン病元患者及びその家族等に対する偏見や差別をなくしていくためには、県民一人ひとりがハンセン病に対する正しい知識を学び、理解を深めることが何よりも重要で、そのための取組を推進します。

「犯罪被害者等の人権」

被害者等の立場を理解し、人権を擁護していくためには、関係機関相互の連携とともに、県民の理解と協力が求められます。「県民全体で被害者等を支援する」という基本理念に基づき、取組を推進します。

「インターネットによる人権侵害」

関係機関との連携による対応や、利用に関するルールなどへの理解を深める方策の実施と、個人情報保護についての取組を進めます。

「性的マイノリティの人権」

性的指向（LGB）、性同一性障害（T）等への無理解や偏見などが背景となり、自殺を考える割合が高くなっています。2012年8月28日に「自殺総合対策大綱～誰にも追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、正しい理解の普及と啓発を呼びかけています。

その他の人権課題

人権尊重社会を実現させていくために、あらゆる場・あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発の取組を推進します。

「原爆被爆者」

かつてヒロシマ・ナガサキの人々は、原子爆弾による放射能汚染からさまざまな差別を受けました。戦後70年あまりを経た今、原発事故によって、新たにフクシマの人達が同様の苦しみにさらされています。

「アイヌの人々の人権」

「アイヌ文化振興法」（1997年）とアイヌの人達を日本の先住民族と認める国会決議（2008年）により、アイヌ語をはじめアイヌ文化の復活と伝承のために、国や地方公共団体も支援を行っています。

「拉致被害者の人権」

被害者家族の高齢化が進む中、2006年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けた努力がなされています。

「人身取引（トラフィッキング）」

売春・買春の性的搾取や強制労働、臓器移植のための幼児誘拐が起きています。これらは命・人権を軽視し、人間の尊厳を傷つける行為です。

「遺伝子検査や出生前診断に関する問題」

遺伝子の解明や操作技術の進歩は、画期的な医療技術として活用され、社会に大きな貢献を果たすものと期待されています。しかし、その一方で誕生や結婚、就職等で新たな人権問題を引き起こす可能性を持っています。

「罪を償った人の人権」　「ホームレスの人々」
「企業・組織等での人権問題」（セクハラ・パワハラ・アカハラ等）　等

人権教育の4側面

Education	about	Human rights	（人権に関する教育）	狭い意味での人権教育
	as	〃	（人権としての教育）	教育を受けられるのが人権
	through	〃	（人権を通しての教育）	人権尊重の中での教育
	for	〃	（人権のための教育）	人権社会実現のための教育

人権教育は、上の4つの意味をふまえて行われなければなりません。
人権が尊重された環境の中で、人権に関する学習を含めた全ての教育が、一人ひとりの権利として行われるもので、そして、それらは全て人権尊重社会の実現のために行われるものなのです。

8月

August

今月のこよみ

	人権強調月間　北方領土返還運動全国強調月間
1日	水の日
1～7日	スター・ウィーク（星空に親しむ週間）　水の週間
8月上旬の日曜日	**平和コンサートinながよ**
6日	**ヒロシマ原爆の日**
6～15日	**長与町平和週間**
9日	**ナガサキ原爆の日　長与町原爆受難者慰霊祭**
	長与町平和のともしび
12日	**国際青少年デー**
15日	**終戦記念日**
26日	マザー・テレサの日（誕生日）＝ケア心の日
29日	**核実験に反対する国際デー**

平和の祈りと誓いをこめて

ナガサキの夏は、平和の祈りの夏です。

1945年8月9日11時2分、ナガサキは甚大な被害と絶望的な悲しみにおおい尽くされました。7万余の命が一瞬の間に失われ、それを上回る人々が心身に刻み込まれた深い傷に長い間苦しんできました。

長与町（当時は長与村）でも、人々が負傷し、建物の倒壊などの被害を受けました。長与国民学校（現長与小学校）や道ノ尾駅などが臨時の救護所となり、ちょうど長与駅に停車していた列車を「長崎原爆救援列車」として運行し、長崎から多くの人々が運び込まれました。

戦後70年ほどが過ぎ、戦争や原爆の被害を直接経験した方々の高齢化が進み、戦後生まれが全人口の7割に達しようとしている今、戦争の記憶の風化が心配されています。

長与町は、1994年9月19日、「平和で安全な町」宣言をしました。宣言文では「長与町民は、**平和で安全な郷土を築き、子孫に引き継ぐ**ことが、今を生きる私たちに課せられた最大の責務である。」としています。

このため長与では、**8月6～15日を「長与町平和週間」**として、慰霊と平和祈念行事を毎年開催しています。

また、2011年3月には、長与町の原爆被害や町民の被爆体験などを記した**「長与町被爆体験談集～想う、そしてつなぐ～」**を発行しました。

「平和コンサートinながよ」や**「平和のつどい」**など、老若男女を問わず、数多くの町民の皆さんに参加してもらえるような行事を継続して行うことで、戦争を禁じ、平和を希求する想いを後世に語り継ごうとしています。

長与町　平和の祈りと願い

音楽は、言葉や文化を越えて人々に感動を与えます。合奏や合唱は、国境を越え、音楽を愛する人々の心を一つにする力を持っています。言葉は通じなくとも、互いの音色を尊重し、押しつけることなく一つに融け合い、すばらしい感動と共感の世界を創り上げることができます。

私たちの社会も、音楽のように融け合うことができれば、世界平和はきっと手の届くところにあるはずです。

「平和コンサートinながよ」は、そのような思いと願いをこめて、**2000年8月9日**に始まりました。

2005年の第6回は、**被爆60年長与町平和祈念事業**として開催され、町内にある県立長崎北陽台高等学校や長崎市立長崎商業高等学校、そして、かつて長与分校のあった県立長崎西高等学校3校の協力を得て、生徒の皆さんの創作による**「平和の詩」**が発表されるようになり、恒久平和を祈念した**長与町の平和運動**として今日まで連綿と続いています。

第２条　命の尊さ

かけがえのない命を大切に

自分の命が大切であるという自覚が、家族や友達を思う気持ちにつながります。

「平和のともしび」は、被爆60年を契機に、戦争犠牲者の慰霊と恒久平和を願う町の事業として始められました。毎年8月9日に、町内の保育所・幼稚園の幼い子ども達から高齢者まで、町内のたくさんの人々による手作りの灯籠を、平和の祈りをこめて**中尾城公園一帯**に飾り付けていました。

現在は**「平和のつどい」**が実施されており、**平和祈念碑**や**平和の塔**、**「平和で安全な町」宣言プレート**などのある**「平和の広場」**で献花や黙祷が捧げられた後、町長の挨拶、千羽鶴の献納、小学生による「平和へのメッセージ」、中学生による「平和宣言文」の朗読などが行われます。辺りが薄暗くなる頃、灯籠に明かりが灯され、中尾城公園一帯は平和を祈るともしびの優しく温かな光に包まれます。

〈長与町平和週間〉8/6～15

- **平和コンサートinながよ**（8月上旬の日曜日）
  子どもから大人まで、平和の祈りをこめて音楽を奏でます。
- **原爆受難者慰霊祭**（8/9）
  旧長与小学校裏、皆前墓地にある「原爆受難者之墓」前で慰霊祭を実施します。
- **平和のつどい**（8/9）
  中尾城公園「平和の広場」に灯籠を並べ、世界の恒久平和への願いをこめて、子どもたちの合唱等を行います。
- **小・中学校平和集会**（8/9）
  各小中学校で、戦争の実態を学び、平和の実現を誓います。
- **全国戦没者追悼式**（8/15）

高校生　平和の詩

第15回 平和コンサートin ながよ2014より

今この瞬間（とき）

長崎北陽台高等学校

あなたが学校で学んでいる今この瞬間（とき）
戦場で戦っている子どもたちがいる

あなたが友と笑い合っている今この瞬間
戦争で殺し合っている子どもたちがいる

あなたが楽しく歌っている今この瞬間
苦しみと悲しみを叫ぶ子どもたちがいる

あなたが家族のぬくもりを感じる今この瞬間
家族を失い孤独に怯える子どもたちがいる

あなたが生きている今この瞬間
不条理に殺されている子どもたちがいる

あなたが平和を願う今この瞬間
きっと救われる子どもたちがいる

あの子

長崎西高等学校

壁に残ったらくがきの
おさない文字のあの子の名
呼んでひそかに　耳をすます
ああ　あの子が生きていたならば

あの子よ、聴こえていますか
浦上の空に響き渡る
子どもたちの歌声が

あの日
あの子を失った母の
あの子を失った友の
癒えること無き悲しみと
求めてやまない平和への願いが
あどけない歌声にのって
今日も確かに
受けつがれている

描　く

長崎商業高等学校

語りつがれてきたあの日の記憶を
語りつがれてきたあの日の想いを
私たちは忘れてはならない
一度黒に塗りつぶされたキャンパスは
もう元の色には戻れないけど
少しずつ少しずつ
鮮やかさをたしていこう
忘れてはならない黒のキャンパスに
これからの鮮やかな未来を描くように

長崎原爆救援列車

昭和20（1945）年8月9日午前11時2分長崎の上空で原爆が炸裂（さくれつ）し、すさまじい閃光（せんこう）が走ったとき、長与駅には上り・下り2本の列車がいました。

門司港行きの上り列車326号は、30分遅れで長崎駅を出発し、ちょうど長与駅構内にさしかかったところで、下り列車311号は、定刻より15分遅れて長与駅に到着し、上り列車の待ち合わせのため停車中でした。

列車はともに多くの客を乗せており、今少しの時間のズレが起こっていれば、これらの列車の乗客も、原爆の犠牲（ぎせい）となり、全員が命を失っていたかもしれません。それでも、山を越えて襲いかかった原爆の強烈な爆風により列車や駅舎の窓ガラスが割れて吹き飛び、多くの負傷者が出ました。

やがて、下りの311号列車は道ノ尾駅まで進行し、1、2時間後には、そこを基点に被爆者救援列車第1号として活躍し、爆心地から約1キロメートル地点（現音無町～三芳町）まで進入し、汽笛を聞いて集まった数千の被爆者を救出し、諫早、大村、川棚、早岐等の医療機関へ移送したと言われています。（長崎市三芳町踏切付近には、下の写真のモニュメントがあります。）

道ノ尾駅は、数日の間、長崎方面への最終駅となる一方、駅前の広場に臨時救護所が設営されました。また、付近の高田分校（現バイパス入口変電所付近）や長与国民学校（現長与小）にも救護所が設置され、早岐や針尾、佐賀県鹿島等から派遣された医師達により医療活動が行われました。

残念ながら当時の列車を引いたC51－68機関車は、昭和35（1960）年に解体されてしまいました。その後継車両であるC57機関車が、長らく長崎市の中央公園に展示されていましたが、老朽化のため撤去されることになり、「長崎原爆救援列車」の出発地である長与町では、その車輪とレールの一部を貰い受け、平成29（2017）年8月、長与駅前ロータリーに記念のモニュメントを建立しました。長崎市在住の漫画家マルモト イヅミさんは、この「長崎原爆救援列車」のマンガ化に取り組んでいます。マルモトさんは、仲間とともに「ニア・メモーロ（Nia　Memoro：エスペラント語で「私達の記憶」）」というプロジェクトを立ち上げ、戦争・原爆の記憶を若い世代に継承しようと、長崎を舞台にした漫画作品を制作しています。

また、被爆者が運ばれた大村市松原地区でも、大村市立松原小学校の保護者等によって「松原の救護列車を伝える会」がつくられ、子ども達だけでなく幅広い世代に語り継ぐ活動を行っています。

9月
September

今月のこよみ

高齢者保健福祉月間　障がい者雇用支援月間
世界アルツハイマー月間

1日	防災の日　キウイ（9・1）の日
5日	国民栄誉賞の日
8日	**国際識字デー**
9日	救急の日　温泉の日
10日	**世界自殺予防デー**
10～16日	**自殺予防週間**
11日	**警察相談の日**　公衆電話の日
第3月曜日	**敬老の日**
15～21日	**老人週間**
21日	**国際平和デー・世界アルツハイマーデー**
22日	**孤児院の日**
24日	清掃の日

みんなが共に生きる平和なまちづくり

「平和」とは、どのような状態を言うのでしょうか。
戦争や紛争がないこと…　命の危険を感じないで生活できること…
「平和」は「戦争」と対の形で言われることが多いようですが、それだけではないはずです。一人ひとりの人間が等しく大切にされ、対等の関係で社会に参画するとともに、一人ひとりが不当な支配や制限を受けることなく自分らしさを求めて、自分の夢や目標の実現に取り組める状態を言うのだと思います。

今月21日は**「国際平和デー」**。1981年、「平和の理想を記念するとともに強化する日」として、国連総会で決議されました。
この日には、国連では事務総長によって**「日本の平和の鐘」**が鳴らされ、戦地でも一時的に戦闘が停止されます。この鐘は、加盟国全ての国々の子ども達から集められたコインを溶かし込み、日本で鋳造されたもので、**「世界絶対平和万歳」**ということばが刻み込まれています。
長崎県では**「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」**を全国に先駆けて制定、2014年4月1日全面実施しました。また、2016年4月1日には**「障害者差別解消法」**が施行されました。
これらは、障害があることを理由に「不当な差別的取扱い」を排除し、「合理的配慮」を求めており、障害の有無にかかわらず、全ての人が何の分け隔てもなく同様の権利を持ち、同様の生活ができるように配慮され、誰もが優しく温かい町で安心して安全に生活できる、そんな長崎県、日本をつくろうというものです。
10日は**「世界自殺予防デー」**でもあります。生きていればいろいろなことが起きます。当然悩みも生じます。でも、周囲の温かな目に支えられ、また相談できるような相手や機関があれば、一人ぼっちで悩み、自殺などに追い込まれてしまうようなことも避けられるのではないでしょうか。

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例

（2013年5月22日県議会で可決成立、2014年4月1日全面施行）

この条例は、障害や障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現を目指して制定されました。

この条例では、何人も障害のある人に対して差別をしてはならないと規定しており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人に対して「障害のある人に対する差別の禁止」を求めています。また、上にある日常生活や社会生活での10の個別分野における差別行為の禁止を特に定めています。障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共に生きる平和な長崎県づくりを進めていきましょう。

①福祉サービスの提供　②医療の提供
③商品及びサービスの提供　④労働及び雇用
⑤教育　⑥建築物の利用　⑦交通機関の利用
⑧不動産取引　⑨情報の提供等　⑩意思表示の受領

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

（2013年6月26日公布、2016年4月1日施行）

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。この法律では、主に次のことを定めています。

①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

○**「障害のある人」とは**…身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害など心身の機能の障害があり、これらの障害と社会的障壁によって、日常生活等に相当な制限を受ける状態にある人を「障害のある人」と規定しています。

○**「不均等待遇」とは**…障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることを言います。

○**「合理的配慮」とは**…障害のある人の求めに応じて、障害のない人と同等の権利を行使し、同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整（過度な負担が生じない範囲のもの）を行うことを言います。

○**「社会的障壁」とは**…障害のある人が日常的な社会生活を送る上で障壁となるものを言います。

①社会における事物（利用しにくい施設、設備など）　②制度（利用しにくい制度など）
③慣行（障害のある人を意識していない慣習、文化など）　④観念（障害のある人への偏見など）

「まちづくり」は「あいさつ」から

長与町では、次代を担う青少年が、心身ともに健康でたくましく成長することを願い**「オアシス運動」**に取り組んでいます。

オ はようございます
　気持ちのよいあいさつを交わそう
ア りがとうございます
　感謝の心を持とう
シ つれいします
　ゆずり合いの心を持とう
ス みません
　謝る心と感謝の心を持とう

第６条　あいさつの習慣化

心と心をつなぐ
明るい　あいさつ

おはよう！
こんにちは
こんばんは

感謝の気持ちは「**ありがとう**」のひとことから伝わります。

「オアシス」とは、“人に精神的な潤いと安らぎを与える場所”という意味です。「オアシス運動」は実生活の基本である「あいさつ」をとおして、子どもの豊かな心を育み、青少年の健全育成を推進しようとするものです。

気持ちのよいあいさつは、人と人との交流の始まりであるだけでなく、家族の中はもちろんのこと、町の中でも子どもや高齢者を温かく見守り、受け入れ、励ます心を伝える言葉でもあります。そのことは、みなさんよく分かっているようですが、それが「まちづくりの基本」であるという認識は低いようです。

家庭教育10か条アンケートから（2019年2月）

●**6条「心と心をつなぐ 明るい あいさつ」**（あいさつの習慣化）
・家庭で心がけている　小学校：96.1%　中学校：94.4%
・大切にしたい条目だと思う　小学校：5位 26.2%　中学校：5位 25.6%
「あいさつや感謝の言葉は、社会的に必要な言葉だ。」
「親から地域であいさつしていると、子どもも自然にできている。」

●**9条「子どもを育み 見守る郷土」**（地域全体で子育て）
・家庭で心がけている　小学校：62.0%　中学校：56.0%
・大切にしたい条目だと思う　小学校：9位 1.7%　中学校：10位 2.8%

〈意見・感想より〉「自治会の行事や当番など、子どもを連れて参加するように心掛けている。そのことを通じて、地域の方とも顔見知りになり、気軽にあいさつを交わしたり、声をかけてもらったり…。」

あいさつを交わすことで顔見知りになり、つながりや交流が生まれます。そうすれば、何かあったとき、あるいは気になる様子を見かけたときの声かけにつながり、それが、地域全体での温かい見守り・子育て支援になるのです。そういう意味で、「あいさつ」は「まちづくり」の第一歩だと言えるのです。

朝がくると

まど・みちお

朝がくると　とび起きて
ぼくが作ったのでもない
水道で　顔をあらうと
ぼくが作ったのでもない
洋服を　きて
ぼくが作ったのでもない
ごはんを　むしゃむしゃたべる
それから　ぼくが作ったのでもない
本やノートを
ぼくが作ったのでもない
ランドセルに　つめて
せなかに　しょって
さて　ぼくが作ったのでもない
靴をはくと
たったか　たったか　でかけていく
ぼくが作ったのでもない
道路を
ぼくが作ったのでもない
学校へと
ああ　なんのために

いまに　おとなになったなら
ぼくだって　ぼくだって
なにかを　作ることが
できるように　なるために

私たちは、私たちの生活は、いつも誰かに支えられています。「人」という字も、右と左で支え合う形になっていると、昔からよく言われています。「友」という字も、かばい合う手と手の組み合わせからできています。

だから、「ぼく」だって、いつかは誰かのために、何かを作り、何かができるようになろうと思っているのです。

まど・みちおさんの作品には、あらゆるものに優しく温かい思いやりのまなざしを注いだ詩がたくさんあります。

一ねんせいになったら

まど・みちお

一ねんせいになったら
一ねんせいになったら
ともだち　ひゃくにん
　　できるかな
ひゃくにんで　わらいたい
せかいじゅうを　ふるわせて
わっはは　わっはは
　　わっはっは

空　気

まど・みちお

ぼくの　胸の中に
いま　入ってきたのは
いままで　ママの胸の中にいた空気
そしてぼくが　いま吐いた空気は
もう　パパの胸の中に　入っていく

同じ家に　住んでおれば
いや　同じ国に住んでおれば
いやいや　同じ地球に住んでおれば
いつかは
同じ空気が　入れかわるのだ
ありとあらゆる　生き物の胸の中を
（中 略）

一つの体を　めぐる
血の　せせらぎのように
胸から　胸へ
一つの地球をめぐる
　　空気のせせらぎ！
それは　うたっているのか
忘れないで　忘れないで…と
すべての生き物が
　　兄弟であることを…と

10月
October

今月のこよみ

1日	**国際高齢者デー　法の日　福祉用具の日**
2日	**国際非暴力デー**
4日	世界動物の日　里親デー
6日	**国際協力の日**
7～9日	長崎くんち
10日	目の愛護デー　**世界メンタルヘルス・デー**
11日	ウィンクの日
15日	**たすけあいの日**
21日	**国際反戦デー**
22日	方言の日
23日	電信電話の日
24日	**国連デー**
24～30日	**軍縮週間**
27日	**読書の日　文字・活字文化の日**
27～11/9	**読書週間**

世界メンタルヘルス・デー

オランダに本部を置く**世界精神衛生連盟（WFMH）**は、1992年にメンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、人々に体験発表の場を与えることを目的に、**10月10日を「世界メンタルヘルス・デー」**と定め、国連機関の**世界保健機構（WHO）**の協賛を得て、正式に国際デーとして認められました。

日本ではこの国際デーはあまり知られていませんが、日本の実態として、長引く不況の影響もあって、成果主義の名の下で、リストラや労働条件の悪化等から、労働量や労働時間が大きな負担となり、過労死や「心の病」（鬱（うつ）病・心身症・神経症等）が社会問題化しています。近年は、職場の人間関係や仕事の悩みに加え、家庭に与える影響も拡大しており、メンタルヘルス・ケア体制の充実・強化が緊急の課題となり、2006年**「労働安全衛生法」が施行**されました。

仕事に追われ、帰宅する時刻も遅くなり、十分な休養もとれず、家族とのふれあいもできないでは、次第に心がすさんでくるのも無理からぬことです。仕事上の人間関係に関する悩みや不安から過度のストレスを感じる人が増え、それに伴い、鬱病や不安障がい、パニック障がい、睡眠障がいなどをわずらい、休職や離職にまで至る人も増えています。また、若年者の自殺の深刻化やさまざまな障がいを持つ青少年に、自らの将来を築くチャンスが与えられないという事態も生じています。

本人による**セルフケア**に加えて、産業医と管理監督者の連携による**職場環境の改善**や**［早期発見・治療・再発防止・職場復帰支援］へ向けた取組**が企業の重要な課題となっています。

心身の健康は、食事と家族との団らん

心身の健康を保つには、次のものが必要です。

- **バランスのとれた食事**
- **適度な運動**
- **適度な休養**
- **質のよい睡眠**
- **家族との団らん**

2014年第51回の町民文化祭における文化講演会では、アグネス･チャンさんを講師にお招きし、「食と健康を考える」と題して講演していただきました。その中で「食べ物は身体を作ります。まずは自分の体質を知り、**体質に合った食べ物で、心身を健康に**しましょう。」と話されました。

- **体質の三種**：虚／実　寒／熱　乾／湿
- **五臓・五色／五味・五法**

心臓・循環器系：
　赤色　トマト、にんじん、ベリー等
肝臓：
　青色（緑）　ほうれんそう、枝豆等
腎臓・ホルモン系：
　黒色　海藻、キノコ等
肺・呼吸器系：
　白色　豆腐、山芋、大根等
脾臓・消化器系：
　黄色　穀物、炭水化物等

五味	**五法**
塩…塩ゆで	・生
甘…ゆでて砂糖で味つけ	・煮る
酸…酢漬け	・焼く
辛…炒めて唐辛子で味つけ	・揚げる
苦…野菜の苦みを残す	・蒸す

第５条　**食生活の大切さ**

一日の力は朝食から

早寝、早起き、朝ごはん、規則正しい食事が子どもたちの心と体を育みます。

最後に、空腹時には「**腹で**」食べるが、味わうには「**舌で**」食べ、栄養を考えて「**頭で**」食べ、そして感謝しながら「**心で**」食べると話されました。

心は、身体の健康状態に大きく影響されますが、身体もまた、心の状態で変調をきたしたりするものです。メンタル・ヘルスを考える際には、第一に食生活を改善し、生活習慣に気を配り、運動と休養で生活のリズムを整えること。第二に家族との団らんや睡眠で、心にも栄養を与え、心身をリフレッシュさせることが大切です。

そして、心身の健康状態に不安や不調を感じたときには、決して無理をしたり、一人で抱え込んだりせず、早めにしかるべき機関に相談することです。病院で実施されている健康診断などの機会を上手に利用しましょう。

また、周囲の人々による気づきや受け止め方も大事です。変調に気づいてもつい見逃してしまったり、忙しさの中で気づかぬふりをしてしまったりすることもあるのではないでしょうか。とは言っても、安易な励ましは逆効果となり、かえって追い詰めることにつながる場合もあります。

日頃から、ストレスをため込まないように気をつけるとともに、ストレスを発散させ、心身をリフレッシュするために、スポーツや読書など、趣味を楽しむ時間を持つこと。そして、家族や友人、職場の同僚や上司など、周囲とのコミュニケーションを持ち、気軽にいろんな話ができるようにしておくことなどが大切です。

あなたは、周囲の人にとって大切なかけがえのない人です。同時に、あなたの周囲の人々を大切にできるような、そんな思いやりのある人間関係の中で生きていたいものです。

心の健康づくり ～ メンタルヘルス

近頃、ストレス障害やメンタルヘルスという言葉をよく耳にするようになりました。メンタルヘルスとは、「精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生」などと訳され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和、サポートや対策、精神保健医療での予防と回復を目的とした場面で使われる言葉で、“心の健康づくり”は、とても身近で重要なテーマとなっているのです。

厚生労働省が自殺対策として実施している相談事業では、2018（平成30）年の相談件数は延べ2万2700件を超えています。相談内容としては、「メンタル不調」が24％と最も多く、「自殺念慮」20％、「家族」11％、「学校」９％、「勤務」６％となっています。相談者を見ると、44％が未成年、20代が41％で、性別では女性が92％を占めており、若者と女性が深刻な状況にあることがうかがえます。

「働く精神障害者調査」（2018年実施）では、「調子が悪いときの休暇の取得」「職場でのコミュニケーションを容易にする手段や支援者の配置」等の配慮や措置があれば、仕事を辞めなかったと回答しています。

心の病気には様々な種類があり、それぞれに症状や対処法、治療法が異なります。心の病気に適切に対処し、心の病気を抱えていても、安心して生活できるようにするためには、自分自身も、そして周囲の人も、次のようなことに気がける必要があります。

- 心の病気を**正しく理解する**ことが大切です。
- 本人の**セルフケア**により、心の健康に大切な生活習慣のポイントや心をリラックスさせる、自分なりのコツを身につけましょう。
- 早めに気づき対処できるよう、**心の病気のサインや対処法、治療法等の基礎的な知識**を、本人だけでなく家族や同僚も心得ておきましょう。誰もがかかる可能性があるものです。
- 誰もが自分らしく生きていけるよう、**ともに支え合える社会づくり**が必要です。家庭や職場で、助け合うことができるように、自分にできることを考えてみましょう。

（厚生労働省「みんなのメンタルヘルス」より）

厚生労働省の「患者調査」によると、2017（平成29）年の日本の精神疾患総患者数は約419万人で、1999（平成11）年の204万人から18年間で倍増しており、いわゆる４大疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）よりも多い状況です。特に、アルツハイマー型の認知症と躁鬱（そうつ）病を含む気分（感情）障がいの増加が著しく、薬物依存や摂食障がい、発達障がいへの対応等の社会的な要請も高まっており、精神科医療に対する需要は多様化しています。

このような状況の中、厚生労働省精神保健福祉対策本部が提示した**「精神保健医療福祉の改革ビジョン」**（2004（平成16）年9月）では、以下のような改革の方針が示され、様々な施策が行われています。

「入院医療中心から地域生活中心へ」

①国民の理解の深化　②精神医療の改革　③地域生活支援の強化

これは、病気だからと入院させたり隔離したりというのでなく、日常の生活を支障なく営めるように、適切な治療を施すとともに、国民の理解を深め、社会全体で支援していこうという考え方に立ったもので、重要な人権問題への対策でもあります。

認知症患者への虐待や老老介護の問題、また減少傾向になったものの、依然として若年層に高い自殺の問題（3月は「自殺対策強化月間」）などは、現代日本の深刻な人権問題だと言えます。

こころの悩み相談（こころの電話）　095－847－7867
心の健康・依存症の相談（長崎こども･女性･障害者支援センター）　095－846－5115
精神科救急情報センター　0957－53－3982（24時間　年中無休）
長崎いのちの電話　095－842－4343（年中無休９～22時　第１･3土曜は24時間）
0120－738－556（自殺予防デー　毎月10日８時～翌８時）
0570－064－556
よりそいホットライン　0120－279－338（24時間対応）

秋の読書週間 ～ 読書は心の栄養

10月27日は**「読書の日」「文字・活字文化の日」**です。そして、この日から11月3日の**「文化の日」**を真ん中に挟んだ11月9日までの2週間が**「読書週間」**です。

この行事は、1947年に始まり、翌年の第2回から現在のような期間に定められました。今や日本の国民的行事として定着し、日本は世界で有数の**「本を読む国民の国」**と言われているそうです。

2005年制定された**「文字・活字文化振興法」**に基づき、読書週間の初日が**「文字・活字文化の日」**と定められました。

ところが近年、若者の活字離れ・読書離れが言われるようになり、子どもの成長につれ「**不読者率**（ふどくしゃりつ）」（1ヶ月に1冊も本を読まない人）の増加が問題視されています。これは、昨今の児童・青少年の様々な問題行動とも全く無関係ではないように感じます。

「絵本は心のミルク」とか「読書は心の栄養」とかよく言われるように、幼・少年期の読書は、心の成長に大きな影響を及ぼします。

乳幼児期：親と一緒に絵本を楽しむ時間を通して、共感するとともに親の愛情を感じ、安心感や安定感を得ることができます。

学 童 期：驚きや感動、ファンタジーの楽しさなどは、子どもの心に空想のスペースを創り、感性を磨き、言語力を培います。

少 年 期：知的好奇心を喚起するとともに社会規範意識を育て、探究心や課題解決能力を培います。

全国SLAによる2019年の調査によると不読者率は、小学生6.8％、中学生12.5％、高校生で55.3％となっており、大学生で48％（全国大学生協連2018年調査）と、青年期でかなり高くなっているのが現状です。社会に目を向け始め、自己の進路にかかわる大きな岐路を迎える青年期に、読書の時間が少なくなっているという実態があるのは、憂慮すべきことだと言えます。

青年の実態をとらえた様々な調査では、社会性の欠如、自己実現への意欲や自己肯定感の低さ、自分なりの将来への展望を持てないでいる若者の増加や、ニートや引きこもりの増加が指摘されています。また、現代の青少年の悩みは、相談できる人やわかり合える人がそばにいないために深刻化することがあるとも言われています。読書量や読書時間の減少がこれらの状況の原因ではありませんが、読書はその解決に関わる重要な事柄であると思います。

幼年期からの読書は、子どもに**「共同注視」**（ジョイント・アテンション）を作り出すと言われます。これは絵本などを介して、周りの誰かとわかり合える、意見や考えを相互に受け入れるようになるというもので、**共同性育成の基礎**になるものです。また、青年期以降の読書も、**心にゆとり**を持たせ、**人生を自分なりに生きていく上で様々なヒント・アイディア**を与えてくれるものだと思います。

11月
November

今月のこよみ

子ども・若者育成支援強調月間　**長崎県子育て支援月間**
児童虐待防止推進月間　**精神保健福祉月間**
長与町子育て保育月間

1日	**点字記念日**　古典の日
6日	**戦争と武力衝突における環境開発に備える国際デー**
9日	**世界の反テロリズムと反テロリスト運動の為の国際デー**
11日	**世界平和記念日**
11 ～ 12/10	**長崎県人権・同和問題啓発強調月間**
13日	あいさつの日
16日	国際寛容デー
19日	**国際男性デー**
11月中～下旬の土曜日	**青少年健全育成 町民のつどい**
12 ～ 25日	**女性に対する暴力をなくす運動**
17 ～ 23日	**女性の人権ホットライン強化週間**
20日	**世界の子どもの日**
21日	インターネットの日　世界テレビ・デー
25日	**女性に対する暴力撤廃の国際デー**
25 ～ 12/1	**犯罪被害者週間** **「長与町犯罪被害者等の支援に関する条例**」（2020年4月1日）

青少年の健全育成のために ～ 長与町 町民のつどい

長与町では、毎年11月に**「青少年健全育成 町民のつどい」**を開催しています。11月は全国的にも、**子ども・若者育成支援強調月間**や**児童虐待防止推進月間**になっており、さらに長崎県では**子育て支援月間**として、幼稚園や保育所の園庭を開放して、親子教室や育児相談、教養講座等が開催されます。

近年、様々な社会状況の変化によって子育てがしにくくなっていると言われます。長引く不況で親子がふれあう時間が少なくなり、核家族化や1人親の家庭の増加により、子育て家庭の孤立化が進み、育児放棄や児童虐待などの深刻な問題の発生につながっています。

このような状況をふまえ、長与町社会教育委員会では**「すなおで元気な長与っ子を育むために　家庭教育10か条」**を作成し、子育ての共通の思いにしてもらおうと啓発に取り組んでいます。（各月に関係条項を盛り込んでいます。）

子どもは社会の宝です。未来を託す子ども達が「生き抜く力と夢を兼ね備えた大人」に成長し、それを支える家庭や地域社会がそれぞれの責任を自覚し、連携しながら十分に力を発揮することで、子ども達の自立を後押ししてほしいという願いから「家庭教育10か条」は生まれました。

「町民のつどい」での取組

今日、青少年を取り巻く社会は、少子高齢化、国際化、高度情報化など著しい変化を遂げており、青少年をめぐる問題行動や深刻化する青少年非行の要因の一つとして指摘されています。

また、21世紀は「人権の世紀」だといわれますが、いじめや自殺、児童虐待の事件が頻発するなど、生命尊重の意識が希薄化しています。あらためて生命の尊さ、自分と共に他人もかけがえのない存在であることなどの認識を深め、人権尊重の気運をいっそう高めることが、青少年の育成における重要な課題となっています。長与町では、青少年育成関係者をはじめ、広く町民の参加を得て、青少年健全育成活動への理解と支援、人権意識の高揚・人権教育の推進を図る機会とするために、毎年11月の中～下旬の土曜日に町民文化ホールで「町民のつどい」を開催しています。

第９条　地域全体で子育て

子どもを育み（はぐく）見守る郷土（みまもきょうど）

子どもは地域の宝です。
地域をあげて、子どもたちを育てましょう。

また開催に伴い、町内の小・中学生を対象に夏休みの課題として「家庭の日・オアシス運動」、「人権」に関する作文・標語コンクールを実施しており、その入賞者の表彰や作文部門の最優秀賞作品の発表を行っています。標語部門の最優秀賞作品は、役場前の広告塔に掲示しています。

また、関係分野の著名人による、青少年の健全育成に関する講演会も実施しています。これまでに「命の大切さ」「生きていることの幸せ」「障害者の人権」「家族の果たす役割」「郷土の大切さ」「体験活動の充実」等に関する講演会を実施してきました。

標語部門入賞作品

〈家庭の日・オアシス運動標語〉

- かくさずに　なんでも話せる　わたしの家族
- 愛情を　裏っ返して　しかる母
- 今日もまた　響く家族の　笑い声
- おはようで　きらきら一日　やってくる

〈人権標語〉

- 大丈夫。あなたの味方　ここにいる
- 悪口の　ブレーキかけよう　「ごめんなさい」
- 辛いとき　私はあなたの　ホットライン
- 立ち上がれ　その手を私は　はなさない

児童虐待防止推進月間

日本では、2000年5月に**「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」**が制定され、11月から施行されたことによります。

児童虐待とは

児童虐待は、次の4種類に分類されます。

- **身体的虐待**：首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、やけどをさせる、溺れさせる、冬に戸外に閉め出す、病気にさせるなど。
- **性 的 虐 待**：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど。
- **ネグレクト**（保護の怠慢（たいまん））：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車中に放置する、病気でも病院に連れて行かないなど。
- **心理的虐待**：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力を振るう（DV）など。

児童虐待の現状

児童相談所 全国共通ダイヤル：189（イチハヤク）
チャイルドライン：0120－99－7777（18歳まで 月～土 16～21時）
※子どもの命に危険を感じたり、緊急を要する場合は110番

厚生労働省の調査によると、2020年の児童虐待の相談件数総数は205,029件で、前年から5.81％増加しています。2009年の総数44,211件からすると約4.6倍となっており、特に2012年頃から急増しています。また、内容別件数も変化しており、現在と2009年の内容別比率を比較すると、次のようになります。

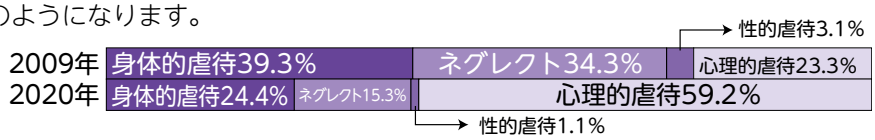

身体的虐待とネグレクトが徐々に減少してきており、心理的虐待は約2.5倍に増加しています。

一方、長崎年の相談状況を見ると、2020年の総数は1,018件で、2009年の197件の約5.2倍に増加しています。2020年の内容別比率は次のようになっており、全国と同様、身体的虐待が2番目、ネグレクトが3番目に多い状況となっています。

2020年：身体的虐待24.1％　ネグレクト17.1％　性的虐待1.4％　心理的虐待57.5％

望まなかった妊娠で生まれた子どもは、ネグレクトを受ける割合が比較的高い傾向にあり、母子関係の悪化につながっています。また、DVを行う者は、児童虐待を行う割合が高い傾向にあると言われています。

2019年の年末から世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により、家で過ごす時間が増える一方で、生活への不安や経済的な困窮等から更にDVや児童虐待などの家庭内暴力が増えているとの報告があります。

育児の悩みや収入・家計の不安定さ、地域からの孤立などから虐待が起きることもあり、地域でのサポートによる虐待防止や早期の発見・解決が更に強く求められます。“もしかして…!?”と思ったら、国民の義務、子どもを守る大人の責任としてすぐ通報しましょう。

児童虐待相談の内容別比率

（厚生労働省2020年児童虐待相談対応件数）

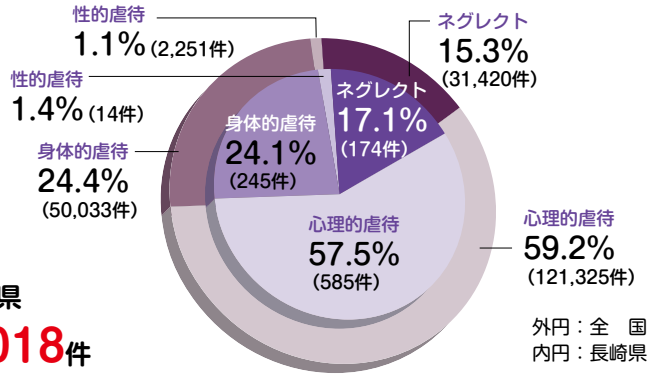

総数
全国 205,029件／長崎県 1,018件

女性に対する暴力をなくす運動　11/12～25

DVとは、**「ドメスティック・バイオレンス」**の略で、配偶者や恋人といった親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のことを言います。DVは**人権侵害**であり、**犯罪**です。

暴力の形態

暴力には、次のようなものがあります。

- **身体的暴力**：首を絞める、殴る、蹴る、髪の毛を引っ張る、物を投げつけるなど。
- **精神的暴力**：大声で怒鳴る、無視する、携帯やメールをチェックするなど。
- **性 的 暴 力**：性行為を強要する、避妊に協力しない、無理やりポルノ画像を見せるなど。
- **経済的暴力**：生活費を渡さない、借金を繰り返す、お金を取り上げるなど。

◆**デートＤＶ**：結婚前の関係で起こるものをデートDVと言い、例えば相手を自分だけのものにしたいという強い気持ちから、相手の行動を監視したり、束縛したりするようになり、エスカレートしていくと、**ストーカー行為**や**暴行傷害**につながるケースもあります。それは決して**「愛されている証拠」や「自分が悪いから」などではありません。**

県内のDVの現状

全国共通短縮ダイヤル　　：＃8008
悩むよりかけて安心（警察相談）：＃9110
配偶者暴力相談支援センター：095－846－0565
県警 ストーカー・DV相談　：820－0110（内線3043）
民間団体 DV防止ながさき　：095－832－8484

2019年の配偶者暴力相談支援センターの調査によると、県内の相談件数は年間3,418件で、**DV被害**に関する相談は2,277件、**66.6%**に上っています。

暴力の原因

何より、あなたや子どもの安全・安心が一番大事！

DVは、酒や一時的なストレスで起きるものではなく、背景に「女は男に従うべきものだ」とか「思い通りにするには暴力が効果的だ」「相手に落ち度があれば多少の暴力は許される」などの考えがあります。

また、暴力などがあっても配偶者や恋人となかなか別れにくいのがDVの特徴でもあります。「別れたら殺す」などと脅されていたり、ときには優しいこともあるからと決心がつかなかったり、別れたら生活できないのではという不安があったりして、**諦めたり我慢したりしている実態**が見られます。

犯罪被害者週間　11/25～12/1

長崎犯罪被害者支援センター：095－820－4977
性暴力被害専用：095－895－8856

2005年12月に閣議決定された**「犯罪被害者等基本計画」**で、毎年同法成立の12月1日までの1週間を「犯罪者被害者週間」と定めました。

犯罪等の被害者やその家族は、深刻な心の傷を受けており、回復に困難さを感じたり、社会的に孤立したりしています。しかし、そのような状況はなかなか理解されておらず、中には好奇の目で見られることで、さらに副次的な被害に苦しめられるということも起きています。

周囲の人達の温かい配慮で、被害者やその家族の心を支え、再び平穏な生活を営めるように支援していくことが大切です。

2014年度標語最優秀賞　**「傷ついた　心をささえる　僕らの手」**

12月

December

今月のこよみ

1日	**世界エイズ・デー**
1～7日	**「いのちの電話」フリーダイヤル週間**
3日	**国際障がい者デー**
3～9日	**障がい者週間**
9日	**障がい者の日**
初旬の土曜日	**ながさき人権フェスティバル**
4～10日	**人権週間**
10日	**世界人権デー**　　ごめんねの日
10～16日	**北朝鮮人権侵害問題啓発週間**
11日	ユニセフ創立記念日
16日	電話の日
18日	**国際移民デー**
31日	大晦日　　シンデレラ・デー

世界人権デー・人権週間に考える

21世紀は**「人権の世紀」**と言われています。20世紀に人類は、2度の世界大戦を経験し、多くの尊い犠牲の上に、争いのない平和な世界を築こうと決意したのです。国際連合（国連）は、平和な世界、人権尊重社会の実現のために作られました。

「世界人権宣言」は、1948年12月10日の第3回総会において、全ての人と国が守るべきものとして採択されたのです。

日本では、法務省と全国人権擁護委員連合会が、「世界人権宣言」の趣旨と重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重の考え方を普及させ、気運を高めるために12月10日を最終日とする1週間を**「人権週間」**として制定し、1949年から全国各地でさまざまな催し物が行われています。また、「世界人権デー」からの1週間は**「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」**にもなっており、最終日の16日は、2005年、国連総会本会議で、**「北朝鮮の人権状況」決議**が採択された日を記念しています。

長崎県では、11月11日から12月10日までを**「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」**としており、この期間内の土曜日に**「ながさき人権フェスティバル」**が開催されています。

このように人権尊重のさまざまな取組が全国で行われていますが、その期間の、その日にイベントに参加し人権について考えるだけでなく、その日を、**それまで1年間の自分の在り方を振り返り、改めて人権尊重の大切さを確認するとともに、人権に関する考えをさらに深める日**にしたいものです。

「世界人権宣言」の内容

「世界人権宣言」は、前文と30か条の条文でできています。

前　文：世界人権宣言の趣旨と採択の背景
1～20条：世界中の全ての人が自由であり人権が尊重されるとする自由権に関して
21条：自国の政治への参政権・選挙権
22～27条：労働や社会保障、教育や文化に関する社会権に関して
28条：この宣言に掲げられた権利や自由の実現に関して
29条：社会的義務、他人の権利の尊重
30条：この宣言に掲げられた権利や自由の破壊禁止に関して

「世界人権宣言」が採択されてから、この宣言で規定された権利に法的な拘束力（こうそくりょく）を持たせるため、多くの条約が国連で採択されています。

人権関係条約の締結

日本が締結している主な人権関係の条約は以下のとおりです。

※末尾の年月日は、国連で採択された日付／日本が締結した日付です。
※日本が締結した日付を基に並べております。

- 婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）1953.3.31 ／ 1955.7.13
- 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）1949.12.2 ／ 1958.5.1
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）1966.12.16 ／ 1979.6.21
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）1966.12.16 ／ 1979.6.21
- 難民の地位に関する条約（難民条約）1951.7.28 ／ 1981.10.3
- 難民の地位に関する議定書　1967.1.31 ／ 1982.1.1
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）1979.12.18 ／ 1985.6.25
- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）1989.11.20 ／ 1994.4.22
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）1965.12.21 ／ 1995.12.15
- 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）1984.12.10 ／ 1999.6.29
- 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書　2000.5.25 ／ 2004.8.2
- 児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 2000.5.25 ／ 2005.1.24
- 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）2006.12.20 ／ 2009.7.23
- 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）2006.12.13 ／ 2014.1.20
- 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）2000.11.15 ／ 2017.7.11

幸福追求権

幸福であることは全ての人間が求めることです。幸福であるためには、人格的存在に必要不可欠な生命の尊重、自由の確保など全ての権利が関係しており、幸福追求権は包括的且つ具体的基本権として位置づけられます。人格権、プライバシーの権利、環境権、自己決定権などが含まれます。（第13条）

日本国憲法で保障された基本的人権

自　由　権

人は誰でも自分なりの個性や能力を生かして、自分らしい人生を築く自由を持っています。

❶**人身の自由**… 身体拘束、不当な刑罰、強制労働の禁止（第18,31,33～36条）

❷**精神の自由**… 思想・良心・信教・学問の自由、言論・集会・結社の自由（第19～21,23条）

❸**経済の自由**… 職業選択、居住・移転、財産活用の自由、創意や努力で起業する自由（第22・29条）

社　会　権

人は誰でも人間らしい豊かな生活を送れるよう、国家に対して保障を求める権利を持っています。

❶**生存権**… 健康で文化的な最低限度の生活を営むために福祉や保障を求める権利（第25条）

❷**教育を受ける権利**… 自己決定ができるよう学ぶために義務教育の無償化や教育条件の整備を求める権利（第26条）

❸**勤労者の権利**…勤労の権利と義務、労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）（第27・28条）

平等の権利

差別は人間の尊厳を否定するものです。国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されることはありません。（第14条）

参　政　権

日本国憲法は国民を主権者として政治に参加する参政権を定めています。参政権の中心は代表を選ぶ選挙権と自ら立候補できる被選挙権で、ほかにも「請願権」「国民審査権」「国（住）民投票権」等があります。（第15・16・79・95・96条）

請　求　権

権利を侵害されたり、不当な扱いを受けたりしたときには、誰でも裁判所に訴えて公正な裁判を受け、損害の補償を請求する権利があります。（第17・32・40条）

現代社会の人権問題

科学の発達に基づく技術革新や社会の国際化などによって、新たな人権問題が発生しています。これからも時代の発展とともに、さらに課題が生じていくかもしれませんが、解決するためには、一人ひとりの人権感覚を育成し、「人権文化」を定着させることが不可欠です。

環境と人権問題

20世紀には、科学技術が急速に発達し、社会や生活が便利になる一方で、公害や汚染などさまざまな問題が発生し、環境破壊が深刻化しました。

これらの環境問題は、人間だけでなく地球上のあらゆる生物の生存に関わる重要な問題です。また、これは個々の国家が取り組んで解決できるものではなく、国際的な取り決めの下、世界的な取組を要する問題です。

21世紀は、このような環境問題に地球レベルで取り組み、環境に優しい循環型の国際社会を構築していく世紀でもあります。特に、大気や海洋の汚染は、世界を循環するだけに解決を急ぐ最も重要な問題だと言えます。

医療技術と人権問題

生物の遺伝子解読が進められ、近年急激に遺伝子操作技術が進みました。その結果、遺伝子検査や診断に基づく病気の予防や治療の研究・活用が進められることとなりました。その一方で、就職や結婚、出産などに際して遺伝子検査の結果が用いられたりすることで、重大な人権問題を引き起こす危険性があります。

遺伝子情報の取り扱いに関しては社会全体でしっかりと検討し、活用に関する基準やルールの確立を早急に図らなければなりません。

高度情報化と人権問題

コンピュータの発達により、国際社会にインターネットが浸透した現代では、大量の情報が、瞬時にしかも広範囲に行き渡るようになりました。

その一方で、情報漏洩（ろうえい）やハッキングなどによる被害状況も膨大なものになり、また情報のコピーや盗作などの著作権侵害の問題も多数起きています。

情報の管理や保護に関する法的整備や技術の開発だけでなく、一人ひとりの情報モラルの確立も緊急性の高い課題となっています。

企業における人権問題

自由な経済活動が進む一方で、企業は社会的責任を自覚し、環境や人権に配慮した行動をとらなければならないという考え方が広がっています。

消費者に安全で、環境にも配慮した商品を開発し、提供するとともに、従業員には、仕事と生活のバランスをとり、採用に際しても公正性を保ち、男女の雇用・労働の機会均等を図り、ハラスメントを予防することなど、人権に配慮した活動が求められているのです。

また、地域社会に対しても、災害や汚染などを起こさないよう努めなければなりません。現在、奉仕活動や助成金の提供などの社会貢献活動が広がりを見せています。

長与町の将来像

「長与町第10次総合計画」（2021～2025年度）より

将来像　人・緑・未来　つなぎ　はぐくむ　ながよ
～ 幸福度日本一のまちをつくる ～

目指す姿

❶【人（をつなぎ はぐくむ）】
人と人との繋がりがある、安心して暮らせるまち

❷【緑（をつなぎ はぐくむ）】
自然を慈しむ、やすらぎのあるまち

❸【未来（をつなぎ はぐくむ）】
未来を創り、育んでいくまち

基本目標	施策（一部要約）
1 協働による持続可能な社会	多様な協働の環境づくり 地区コミュニティ活動、自治会活動の推進 経営感覚のある行政運営、効率的な財政運営
2 心を育む教育と文化	乳幼児・学校教育の充実、青少年の健全育成 生涯学習・スポーツの推進、文化・芸術の振興 人権尊重、平和意識高揚、男女共同参画社会等
3 創造性と活力ある産業	農・林・水産業の振興 商・工業の振興
4 魅力あるまちと新しいひとの流れ	観光・シティプロモーションの振興 移住・定住促進及び関係人口の拡大 雇用環境の充実
5 安全・快適・便利な暮らし	市街地・上下水道・道路の整備 地域公共交通の充実・地域情報化の推進 防災体制強化・交通事故防止推進・安全な環境
6 ぬくもりのある健康と福祉のまち	健康づくり推進、感染症対策・医療体制の充実 結婚・子育て・高齢者福祉・障害者福祉の充実 社会保険制度の充実、快適で持続可能な生活環境

長与町教育関連の施策と具体的取組

長与町教育大綱基本目標

心を育む教育と文化の創造

「長与町第2期
教育振興基本計画」
（2021 ～ 2025年度）

たくましく豊かな心を持つ青少年の育成
歴史・文化を守り育て、芸術と生きがいを育む地域づくり
互いを尊重し合う社会づくり

施　策	計画の目標と具体的な取組
7　人権の尊重 〈教育努力目標〉 支え合える社会をつくる人権・同和教育の推進	全ての人々の人権が尊重される社会をつくります。 人権・同和教育、啓発の推進 ・家庭教育学級等による人権意識の啓発 ・人権作文・標語コンクールの開催 ・各種機関・行事・講座等における子どもの人権教育の充実 ・西彼杵郡人権教育研究大会の開催 ・「ながよ人権12か月」の配布による啓発 ・学校教育における人権教育の充実
8　平和意識の高揚 〈教育努力目標〉 恒久平和の発信と平和意識の高揚	核兵器の廃絶と「紛争と戦争のない世界の実現」を目指します。 平和意識の高揚 ・平和学習の推進 ・平和コンサートの開催

人権は、人種や性別、年代を超えて、誰にでも認められる基本的な権利であり、私たちが幸せに生きるためのものです。しかし、依然として社会的弱者に対する様々な人権問題や同和問題が存在しています。また、近年ではインターネットでの誹謗・中傷で苦しんでいる人も少なくありません。

本町では、全ての人々の人権が尊重されるまちづくりを目指し、人権・同和教育、啓発の推進を図ります。

西彼杵郡人権教育研究大会のテーマ

人のぬくもりと心の豊かさが実感できるまちづくり

長崎県人権教育・啓発基本計画（第2次改訂版）

温もりと心の豊かさが実感できる
人権尊重社会の実現をめざして

「人権」とは、
「すべての人が生まれながらに持っている、
人間らしく生きていくために必要な、
誰からも侵されることのない基本的な権利」です。

※ この計画は、2020年度を目標年度とし、終了後、必要に応じた見直しを行います。

1. 基本計画の性格

❶「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく、人権教育・啓発の推進にかかる本県の施策、さらに「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の基本理念を踏まえた人権教育・啓発の基本方針と具体的施策の方向を示すものです。
❷人権教育の充実、重要課題の設定、特定職業従事者に対する教育の強化、啓発の推進などを継承・発展させます。
❸県の様々な施策における諸計画に対して、人権教育・啓発に関する基本計画とするものです。
❹市町をはじめ、県内の公的団体、マスメディア、企業、民間団体における指針となります。

2. 計画の目標と基本方針

（1）計画の目標

「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」

県民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の個性と能力が十分に発揮できる社会とともに、人権が共存し、ゆとりや楽しさが感じられる、温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現をめざします。

（2）基本方針

県民一人ひとりが自らの課題として、生涯にわたって人権について学ぶことができるよう効果的な人権教育・啓発を推進します。

❶国、市町、民間団体、企業等と連携協力し、学校や家庭、職場、地域社会等あらゆる場や機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。
❷生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階に応じた人権教育・啓発を推進し

ます。その際、学校教育と社会教育とが相互に連携し、人権を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養に努めます。

❸各人権課題に対する取組については、それらに関する知識や理解を深め、さらには、課題の解決に向けた実践的な態度を一人ひとりが培っていくような人権教育・啓発を推進します。

❹県民一人ひとりの人権の尊重の実現に深い関わりを持つ公務員、教職員、警察官、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者等に対する人権研修を推進します。

3. 人権教育・啓発の推進

（1）あらゆる場における教育・啓発

日常生活の中で人権感覚が態度や行動に現すことができるよう、学校、家庭、地域社会、職場等のあらゆる場や機会において、人権教育・啓発を推進します。

【学　　校】
- 子ども一人ひとりを大切にする学校教育の推進
- 学校教育活動全体を通した人権教育の推進
- 同和教育の成果を生かした人権教育の推進
- 子どもの発達段階に応じた人権教育の推進
- 研究指定校と啓発資料の作成、配布等
- 教職員研修の計画的な実践
- 家庭・地域社会との連携

【家　　庭】
- 家庭教育力の向上を目的とした家庭・子育て支援事業の推進
- 家庭教育相談体制の整備・充実
- ひとり親家庭の支援のための研修会などの充実
- 家庭、地域社会の教育力向上のための社会教育関係団体等での人権学習支援

【地域社会】
- 地域が抱える課題や実態を踏まえた研修及び学習機会の提供による人権教育・啓発活動の充実
- 社会教育関係者の質的向上をめざした研修会等の実施
- 地域で活動する指導者の養成を目的とした専門的講座の充実
- 参加体験型学習の進め方などの指導者への一層の周知と支援

【企 業 等】
- 人事・労務責任者等への研修などによる企業等内での人権教育・啓発活動に取り組む体制の推進
- 企業等の自主的な研修等の取組への支援
- 職場における男女の均等な扱いや女性の活躍を推進するための経営者等の意識改革や社会の機運醸成の促進
- 経営者団体等構成員に対する研修・啓発の要請

（2）特定職業従事者に対する人権研修の推進

公務員や教職員、警察官、消防職員、医療・福祉保健関係者、マスメディア関係者など人権に関わりの深い特定職業従事者への研修の実施や研修要請を行います。

（3）推進環境の整備

「長崎県人権教育啓発センター」を人権教育・啓発活動の拠点とし、以下の取組を行うことにより一層の環境整備に努めます。

- ネットワークの構築
- 人材の育成
- 学習プログラムと教材の開発と活用
- 情報提供システムの充実
- 市町の実態に応じた教育・啓発の推進

（4）相談・支援体制の整備

相談機能の整備・充実及び教育・研修や交流・連携活動等の支援に努めます。

4. 重要課題別の施策の推進

- 女性の人権
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 障害のある人の人権
- 同和問題
- 外国人の人権
- HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権
- 犯罪被害者等の人権
- インターネットによる人権侵害
- 性的マイノリティの人権
- その他の人権問題
  - ・原爆被爆者
  - ・災害時における人権尊重
  - ・アイヌの人々
  - ・刑を終えて出所した人
  - ・北朝鮮当局による拉致問題　　など

5. 計画の推進体制

（1）県の推進体制

❶本計画に基づく人権教育・啓発の取組を、全庁的な体制で総合的・計画的に推進するための組織「長崎県人権教育・啓発推進会議」により、適切な進行管理を図ります。

❷主な施策については、数値目標を設定し、効果的な事業の進捗を図ります。

（2）国、市町との連携

❶国の取組とも連携を図りながら、人権教育・啓発施策を推進します。

❷市町に対して、情報提供や具体的な教育・啓発活動等の推進、独自の指針の策定にかかる支援などを行います。

❸国（長崎地方法務局）、県等で構成する「長崎県人権啓発活動ネットワーク協議会」や法務局各支局、管内の市町で構成する「地域人権啓発ネットワーク協議会」との連携を強化し、人権教育・啓発活動の効果的な取組を推進します。

（3）企業・団体、NPO等との連携

❶企業や人権関係団体、NPOなどとの連携を図り、実効ある取組を推進します。

❷「長崎県人権教育啓発センター」の機能拡充を進め、センターを中心にした幅広いネットワークづくりを進めます。

（4）計画の目標年度

この計画は、2020年度（平成32年度）を目標年度とし、終了後必要に応じた見直しを行います。

長崎県人権教育・啓発基本計画（第2次改訂版）の体系

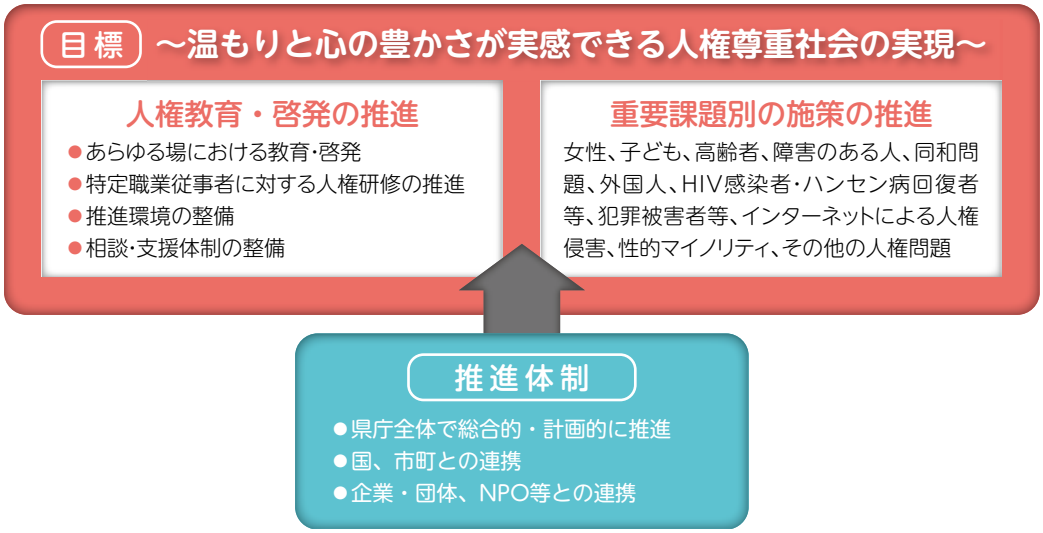

〈 参考文献 〉

・長与町第10次総合計画　前期基本計画 2021 ～ 2025年度
・長崎県人権教育・啓発基本計画（第2次改訂版）
（長崎県県民生活部人権・同和対策課　2017年3月）
・人権に関する県民意識調査 令和2年度報告書（　　同　上　　2021年3月）
・障害者差別にあたると思われる事例集（長崎県福祉保健部障害福祉課　2012年2月）
・人権について考える 2015 人権って何だろう？（人権教育啓発推進センター 2015年1月）
・同和教育を進めるために　第27集（長崎県教育委員会 1994年3月）

日本音楽著作権協会（出）許諾第1610757-601号

「ながよ　人権 12か月」

作　成　　長与町教育委員会 生涯学習課
　　長与町社会教育委員会

発　行　　令和３年12月

〒851-2185　西彼杵郡長与町嬉里郷659-1
TEL　095-883-1111、801-5682
FAX　095-883-7151

すなおで元気な長与っ子を育むために

家庭教育10か条

第１条　家族の信頼

送っていますか？「大好きだよ」のメッセージ

愛されていると感じることで、心が安定します。

第２条　命の尊さ

かけがえのない命を大切に

自分の命が大切であるという自覚が、家族や友達を思う気持ちにつながります。

第３条　学力の定着

毎日、机に向かう習慣を

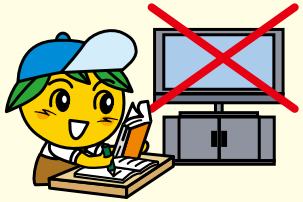

家庭学習は確かな学力を身につけ、読書は豊かな心を育みます。

第４条　家族の団らんときずな

家族で集う楽しい一家

一日に一度は家族とともに食卓を囲み、今日の出来事に耳を傾けましょう。

第５条　食生活の大切さ

一日の力は朝食から

早寝、早起き、朝ごはん、規則正しい食事が子どもたちの心と体を育みます。

第６条　あいさつの習慣化

心と心をつなぐ明るい　あいさつ

おはよう！
こんにちは
こんばんは

感謝の気持ちは「**ありがとう**」のひとことから伝わります。

第７条　善悪の区別

あなたはわかるね！ことの善し悪し

勇気と思いやりで、いじめをなくすこともできますよ。

第８条　ふるさとを愛する心

ふるさとを愛する長与っ子

美しい自然や多くの人たちとのふれあいを、大切にしましょう。

第９条　地域全体で子育て

子どもを育み見守る郷土

子どもは地域の宝です。
地域をあげて、子どもたちを育てましょう。

第10条　携帯電話やパソコンなどの使い方

顔を見て、目を見て話せば、あたたかい

家庭でルールを作り、正しい使い方を守りましょう。

長与町教育委員会・長与町社会教育委員会